

權威と「理性」と法（九）

——イギリス法における——

一 序論（三卷一号）

二 本論

第一章「世俗的」權威と「理性」論

はしがき

第一節 教皇庁の權威と世俗的權力

序——聖俗二權威とその統合とウェイトの変化——世俗權力の独立と構成

第一款 教皇の裁治權

一 教会の法的權力

二 中世後期における教会の現世の「裁治權」の確立（三卷二号、四号一号）

三 イギリスの特殊性（四卷二号、五卷一号、二号）

四 聖俗裁判權競合の前提（六卷一号、二号、本号及び次号）

第二款 世俗裁判權

第三款 教会世俗裁判權

第四款 聖俗裁判權の競合

第二節 教皇庁の「權威」からの解放と人間社会の自立的「權威」の抬頭

第三節 人間の「理性」論と「權威」の問題提起の過程

第四節 聖俗裁判權の競合と補完——イギリス法

權威と「理性」と法（九）

下山 英二

第二章 法と「理性」論—宗教改革前

第三章 「自然的理性」と「人為的理性」

三 むすびに代えて

四 聖俗裁判競合の前提—二元性の競合と補完性(続)

(四) 聖俗裁判競合領域(続)

(ロ) 財産の法に係わる領域—司教・修道院等の土地保有権をめぐる問題(続)

(2) 教会の土地保有と教会領

(a) 本項の課題

これまで聖俗裁判権の競合領域を見るため、当時の事物管轄の中心をなした土地所有関係中、とくに封建関係が結ばれる場合に競合問題が生じ易かったことから、その前提をなすベネフィキウム概念と聖職禄概念との関わりを瞥見してきた。敷衍すれば、既に指摘した如く〔拙稿、前掲六卷一号八六頁〕、聖職禄は教会裁判所の排他的管轄に属するが、「封建的な問題が生じる場合」は別である「同前」。そこで、聖職禄概念の中に土地所有が含まれる場合で、しかも世俗権力の支配と関連する場合を、その鍵をなすベネフィキウム概念の変遷に焦点を合わせて考察してきた。就中聖職禄「ベネフィキウム」概念と「封」概念の交錯過程を考察してきた。

しかし、教会の土地保有関係と世俗権力の交錯関係を見る上で、この観点からの考察のみでは十分でない。教会の土地保有形態はさまざまである上、その中には、大領主領に匹敵するような司教領も保有され、そこでは、世俗権力の保持する裁判権を含む「領主権」を、司教が兼ね備えているような場合も存在する。⁽¹⁾ そのみならず、領主権の私物化に

ともない⁽²⁾、そこでは完全に限られた領地における自己の世俗的支配権力を行使する状況にもなっている⁽³⁾。そこには明らかに土地所有問題が絡むが、しかし、単なる土地所有の問題を越えた問題も包摂されている。ここでは、今日的言葉で表現するならば、公法的側面を含んだ問題も提起されている。端的に言えば世俗権力の行使が土地所有関係に結びついている。尤もかかる状況はしばしば「領主領」一般の問題として捉えられ、教会関係に限られた現象ではない。それは、封建制下では封建制「封主〓封臣関係」そのものの問題と密接に絡むが、なおそれとは次元を異にする「領主制 seigneurie(seignior), Grundherrschaft, manoriallordship」⁽⁴⁾「領主〓領民関係」の問題として論ぜられ、優れて、社会経済史家の研究対象となってきた問題が提起されている。もとよりここで「領主制」の問題に深入りすることは本稿の課題から逸脱する。しかしなお、この問題は、聖俗にわたる制度的問題を含み、その裁治権につき絶えず問題を提起してきた領域であるので、必要な限りで言及したい。

その場合、ことに靈的世界の支配をその主眼としてきた教会までもが、かかる領主権力をもつことは、理論的にいえば、いわば靈的「権威」からその保持の正当性の論理を引き出す必要性のある問題であったといえよう。しかし現実にも、もしその論理を欠くときは、その論理的課題の裏返しとして、まさに教会の世俗化現象として捉えられうるものとなり、それは世俗的な論理で保有されるものであり、世俗社会との間の質的相違の喪失となり、純宗教的見地からみれば、ある意味では逸脱と非難されうる事象となる⁽⁵⁾。確かに、「寄進」という財産の聖化的契機は存在する。しかし、寄進された土地と土地所有を通じての人的支配とは別次元の問題である。したがって、単なる土地所有ではなく、社会関係を支配しうる教会の土地所有関係の正当化の論理を必要としていたはずである。しかも、この現象は、現実には、かなりキリスト教世界で普遍化していた現象であり、それが中世カトリック教会が攻撃される原因の一つにもなってきたことも周知の事実である。

尤もかかる状況の下では、聖俗裁判競合の問題というより、教会自体の世俗権力、ひいては世俗裁判権と王などの世俗権力の裁判権との競合関係を生み出し、それが聖俗関係の複雑化を促進させ、ひいては聖俗裁判権の競合とどう絡むかという問題が提起されてくるといった方が適切かもしれない。そこで、そもそも教会がなぜかかる領域まで手を染めることになったのか、そのことが、霊的「権威」の保持とどう関わるのかという点の考察も、関心の対象にならざるをえない。その点、これまで触れてこなかった点でもあるので、補足的に摘示することにするが、そのみならず、土地保有問題の聖俗裁判権の競合性を具体的に見る場合に、かなり重視せねばならなくなってくる点とも思っている。⁽⁶⁾

ところでこの問題をとり上げるにあたって、そこではいろいろの前提的考察が必要になるが、ここでは前述の如く、教会領の「領主領」化という問題をまず取り上げておかねばなるまい。ただこの問題は、前に繰り返し断った如く、地域地域によって著しい相違がある。したがってその作業は教会の地域的研究が進められていることを前提にせねばならない。しかし、教会の地域的研究は今日必ずしも十分に進んでいるわけではないようであり、また私が、地方教会領史研究まで考察する能力を現在もっているわけでもない。そこでここでは、わが国の研究業績に依拠しながら、当面の課題遂行に関連する事例を取り上げて考察するに留めたい。⁽⁸⁾ なおまた領主制は世俗社会史の問題であるので、世俗領主制の起源の問題にまで遡って考察せねばならないが、その点までは、ここでは言及しえない。⁽⁹⁾ また、九世紀の領主地の状況は一三世紀のそれとは、全く似ても似つかないものになっていたことを念頭に置かねばならぬであろう。⁽¹⁰⁾ したがって、かかる諸々の前提条件のあることに留意しながら、ここでは聖職者の領主領に係わる問題のみを取り上げておくことにしたい。尤もそれにもかかわらず、その前提として、必要な限度で「領主領」形成過程に言及せざるをえない部分もあるが、その点は最小限度に止めておきたい。

さらに、マルク・ブロックによれば、「本当の意味での封建体制と全く同様に、領主制は、完全な移植地域において

のみ完全状態に達することになった」といわれている⁽¹¹⁾。このことは、裏返して言えば、大陸において領主制が発生したとしても、そこには歴史的経過によって、領主制が自主地と複雑に絡まり、また地域によって、領主制の雑多な具体的形態を産みだしてきたことを意味する。かえってイギリスのノルマン王制の下で、概略的には、「騎士の自主地」と同じく「農民の自主地」も認めなかったように、領主制は純粹型としての形態をとったという。しかし、領主制を大陸では典型的な形態で抽出しえないとしても、類型的にどのよう把握しうるかということ、イギリスを考察する場合の前提的基本問題を提示するものとして検討しておかねばならないだろう。

ところで、領主制について制度的考察をする場合、通常三つの要素を検討することが求められる。その第一は、いふまでもなく、耕地制度を含めた耕作農民との関係である。第二は、農民の貢租負担の問題である。それは場合によっては、地代の問題でもある。第三は統治、ことに領主裁判権にかかわる問題である。封建制と次元を異にする領主制を考へる場合にも、両者を混淆して包括的に捉える場合にも、第一第二の問題が中心になってきたことは事実である。それは、ことに経済史学者、ならびに、その観点を包摂した歴史学者が好んで取り上げてきた課題でもあったからである⁽¹²⁾。しかし、ここでは、本稿の課題からして、第三の点に主として焦点を当てて瞥見しておきたい⁽¹³⁾。しかもその場合の主要な論点は、国王裁判所と領主裁判所との関係であり、領地保有ということに関連して、何故領主裁判権、ことに司教の領主裁判権が、国王裁判所との関係で「自立的」なものとして許容されてきたかという問題の検討を、とくに取り上げておきたい。そしてまた、ここに聖俗裁判権競合の問題が生じる。

(1) フランスの場合、リュシエール、前掲一八一頁以下「領主、地主としての司教」項参照。

「フィリップ・オーギュストの時代の司教は司教区の長であると同時に貴族社会においても高位を占める大領主のようなものであ

る。他の封建君主と同じく、司教も自ら地主であり主君である領地をもっている。この両方の立場から見込まれる収入は『司教資産』と呼ばれるものを形成しているが、まさに領主としての収益と呼ぶに値する大きさである」(傍点筆者) 一八一頁。

「高位聖職者の中には、ランスやヴェンヌやアルルの大司教やル・ビュイ、マンド、ロデーヴ、ヴィヴィエ、ラングルの司教のように彼らの町の唯一の主権者である場合がある。」「彼らは司教権と領主権を兼ねているわけである結果彼の同僚よりもはるかに大領主としての容姿、権威、財産を備え、地方の王さまとして君臨している」(傍点筆者)。

「我々のこの種の好奇心を満足させるにはフィリップ・オーギュストの時代の資料は十分ではない」一八三頁。

なお神聖ローマ帝国の場合には、ミッタイス・リーベリッヒ、前掲二六八—六九頁参照。さらに渡辺節夫は、柴田三千雄他編、『フランス史—先史—一五世紀』、山川出版社、『第六章 中世の社会—封建制と領主制』の中で、教会と世俗権力の問題を取り扱っている点は参考になった。そこでは、「聖界の秩序形成の基本的動向」、「教会と世俗諸権力」、「司教座の俗権の基本的性格」、「修道院と世俗諸権力」の項目がとりあげられている。

(2) 領主権の私物化について、渡辺、前掲『フランス史』六一頁。「西ヨーロッパ中世では、一〇〇〇年以降、『領主層(セニユール)の時代が始まるとされる。それは固有の私的支配権をもつ領主—貴族層が強大な勢力を有したことを意味する。とくに、公的諸権力が彼ら私的有力者に帰属していた点にその特徴がある」(傍点筆者)。

なお領主といっても格差があり、渡辺によれば、フランスでは、「貴族支配体制の確立期には基本的には村落領主—城主—諸侯という三層の重層的、重疊的な権力編成が実現していたものと考えられる」という。そして、領主層の起源はいろいろであり、「諸侯層はポスト・カロリング期(九世紀後半—一〇世紀中葉)、城主層は一世紀前半、村落領主(騎士)層は一世紀後半に位置づけられる。しかし、各級貴族の支配領域が確立し、重層的構造が明確化するの是一二世紀中葉以降であると考えられる」という。

また領主層への「公的諸支配権の帰属のプロセス」についても、渡辺は、「(1)カロリング王権のもとに集積されていた国王大権(ドロワ・レガリアン)の下方へ分散・分有を重視する見解と、(2)一〇〇〇年以降、公的秩序形成を求める諸階層の要求にもとずいて下から形成されてきたものとみなす見解がある。」「後者の見解では、(1)一〇二五年前後の平和の諸制度の発展、(2)一世紀の過程における公的秩序の核としての城の簇生、(3)村落の公共性の核である教区教会の形成、がとくに重視される」と摘示する。前掲二八三頁。

(3) 領地ということに関していえば、例えば、主任司祭が教区において聖職禄を保持する場合、それは教区という完全な境界線内の住民からの十分の一税に依存する。境界線の曖昧であった中世において、境界問題は、一つの係争問題になってきていた。その場合一体誰がその問題に関する裁判権を持つかという問題が生じる。R. H. Helmholz, *The Spirit of Classical Canon Law*, 1996, p. 172 et seq. [Chap. 7. Economic and Property Rights: The Canon Law of Prescription.]

わが国で、教会の世俗権力の問題を取り上げた渡辺節夫は、一般的に司教の行使した世俗権力としては、「裁判権を筆頭に、軍事指揮権、貨幣打造権、流通・市場統制権、森林・原野の排他的占有権もあげることができる」という。渡辺、前掲二九九頁。また、教会領の世俗権力の一般的特徴として、(1)軍事的賦課の欠如、(2)罰金^{II}裁判権収益の重要性、(3)所領管理の効率性と保守性をあげている。そして、「とくに修道院領については土地の貢租収益の占める比重が高かったものと思われる。教会はイミューニテ権を有し、俗人領主の守護権に一定度依拠したものの、彼らのバン権を排除してみずから裁判権をはじめとする公的支配権を行使した」という(傍点筆者)三〇三頁。

(4) マルク・ブロック、前掲『封建社会1』二一四頁以降下参照。R. C. Van Caenegem, *An Historical Introduction to the Western Constitutional Law, 1995*, p. 61 et seq. ほか多数。

「封建制」は、「軍事オマージュ」を特徴とする、比較的上位の社会環境のみにかかわる制度であるが、「領主制」は主として領主と耕作農民とを軸とする制度であったといわれている。したがって、「家土制」が衰退したのちも「領主制」は長く生き残るとマルク・ブロックはいう。マルク・ブロック、前掲『封建社会2』一六一頁。

尤も封建制と領主制とを包括的に把握する傾向もしばしば見受けられる。それは、かかる時代の実態をどの観点から捉えるかによって相違する問題であると思う。

なお領主制について、ジェラルド、前掲三三三頁以下でいくつかの点を摘示しているが、それを紹介しておくのも有意かと思う。すなわち、

①「社会組織の基盤をなす領主制は、いくつもの形態をとる。」「その一つは〈政治的〉な形態で、これがバン領主制である。」「その内容は、「裁判権の行使、強制使用料や通行税の徴収」である。

②「他方、土地所有にもとづく形態であり、これが土地領主制である。」「土地領主の領地は、一人の土地所有者である領主の領有している大所領の一形態であり、直領地と農民保有地の二つの部分から構成されている。」「直領地(領主保留地)」は、「農民たちの労働のおかげで価値を生む。」「農民保有地は、賦課租や奉仕とひきかえに、農民たちに譲渡された土地である。」「三三—三四頁。

③「一二世紀以降、直領地は衰退の方向へむかう。」「つづいてマンス(*)が、その細分化によって姿を変え、やがて消えていく。」「その代わりに、「貢租つき保有地、すなわち貢租地(サンシーヴ)」が登場する。(ここで言う「貢租地」はマルタンの著者の埒訳では「賃租地」と訳し、私も本稿ではそれにしたがっている。このサンシーヴの問題は後述する。)

「(*)「マンス」は、ジェラルドによれば、「屋敷地」および「それに隣接する小地片を指す言葉」であったが、いろいろの種類のもが存在した。「農民のマンスが領主の支配下におかれていたのに対し」、「直領地マンス」は、「建物、中庭、庭園、そして可耕地、放牧地、森林、その他の付属物から構成されて」おり、このマンスは、「大農場を形成」している場合もあり、「そこでは奴隷のよう

に強制動員され、一定の賦役分担を負わされた農奴たちが耕作を行な」ったという。

そしてジェラルドによれば、「これらのマンスの存在が確認されているのは、七世紀以降のロワール・ライン川間、また十一世紀のプロヴァンス地方とオーヴェルニュ地方においてである。」「また、メーヌなどの他の諸地方においても、その存在は疑いえない」という。

ところで「中世初期には大家族が一〇ヘクタール以上のマンスを所有しているが、やがて小家族がより縮小したマンスを所有するようになる。」「一三・四世紀、人口が満杯状態になると、マンスは細分化されるようになる。」「二分の一マンス、四分の一マンス、八分の一マンス、そしてついには小地片が、賦課租を課す基準になっていくのである。」

しかし「中世末期、賦役は多くの地方で減少する。」そして、「領主直領地は、分割されたり、賃金労働者たちによって耕作されるようになる。」「そして、一定額、ないしは一定比率の定額の賦課租をとまう貢租地が増大する」(定額貢租化、定率貢租化)。「直領地マンスは貢租地へと変化し、人口は現物や労働での貢納を課せられる。」「彼らは土地を譲渡された保有農としての個人的従属状態のもとから、地代の支払いとひきかえに他人の所有する土地を貸借する、自営農の立場へと移っていく。」「人々は、支配される関係や、武器や地位のもたらした権力の不平等な配分にもとづく貢納の不当徴収関係から脱出し、所有権の不平等な配分にもとづく《商業的》搾取関係に移行するのである。」「ジェラルド、前掲三一―三二頁「マンスの項」参照。

なおマルタン、前掲一―四頁参照。また柴田ほか、前掲「フランス1」三〇五頁以下(「領主支配と地代形態の変化」)「渡辺節夫執筆」参照。ことに三〇七頁には、一一世紀以降の、変容状態の記述がある。

さらにマンスの盛衰過程について、マルク・ブロック、「フランス農村史の基本性格」、河野健二・飯沼二郎訳、一九五九年、創文社、二二八頁参照。

因にマンスの原語は *manse* (*mence*) であり、古典ラテン語の「留まる *manere*」に由来する *mansus*, *mansa* の意味であり、仏語の *manoir*、英語の *manor* [荘園] と同根語であった。Byrne の法律学辞典によれば、英語の *mana* は、ノルマン・フレンチの *manoir*, *maners* [ラテン語の *manerium* (*manere*) とどまる、居住するより由来] の語より派生したもので、元来領主の館に適用した邸宅を意味したという。五五九頁。しかし、フランスのマンスは、八―九世紀には、ドイツの *フーフエ* (*Hufe*)、イギリスの *ハイド* (*hide*) に相当するものであったといわれている。柴田ほか編著、前掲「フランス史1」三〇六頁参照(渡辺節夫執筆)。

なお、中世後期において、イギリスのマナーは個々の所領を指し、それに相当するフランス、ドイツ語として、*ヴィラ*、*クリア*、*クルティス* 等を用いる人もいるが(例、高村象平、『西洋経済史』、有斐閣、昭和二十九年、九四頁)、学術用語として「荘園」と訳しているものには、*seigneurie*, *Grundherrschaft* の語を当てている場合が多い。しかしそれは封建領主の支配関係または所領経営を示すためのものであるという。中村勝己、前掲一三七頁。それらの社会制度的異同性については手が及ばなかった。]

④「一三世紀以降、複雑化の方向へむかうとともに、一四世紀以降は崩壊の方向へもむかう。」しかし、フランスでは、封建反動もあり、所領の再構築の継続過程を経ながらアンシャン・レ・ジームまで続くという。

(5) この場合の論理の検証の問題は、本章本節第三款「教会世俗裁判権」の箇所でも取り上げたい。

(6) 司教領の存在形態に関わる問題は、それを可能にした主要な条件として二つの要素を取り上げておかなければならない。その一つは世俗社会における領主制の成立である。それは封体制内での領主制のアウトノミーの成立を意味する。その二は、聖族者が領主に
なる契機である。その点は本稿の課題から逸脱するが、土地所有に関する聖俗権力の競合領域形成の前提でもあるので、本項で補論
的に触れることにした。「なおこの問題は、後述の本章第二節第二款一(一)「領域主権論抬頭の意味」と関連する。」

(7) 山辺規子、「ローマ・カトリック秩序の確立」、[江川・服部編著、前掲『西欧中世史(中)』七三頁以下「五 最近の教会史研究から」参照。

(8) この方面の知識を欠くので、一般史については、マルク・ブロック、前掲書、法制史については、フランスはマルタン、前掲書、ドイツについては、ミッタースリーベリッヒ。前掲書を参照したが、わが国の神聖ローマ帝国下の問題研究書として、とくに森義信、『西欧中世軍制史―封建制成立期の軍制と国制』、原書房、一九八八年、山田欣吾、『教会から国会へ―古相のヨーロッパ』、ならびに『国家そして社会―地域史の視点―』、創文社、一九九二年、イギリスについては赤沢計真、『イギリス中世国家史研究』、多賀出版、一九九八年を挙げることが出来、これらに負うところ大であった。したがってこの研究領域で、いろいろの論争のあることは知ったが、それに立ち入る能力はない。歴史家、法制史家の研究に期待する以外にない。なお、青山吉信編、「イギリス史1、先史↓中世」、一九九一年、山川出版社、一八四頁参照。

なおここでは、本項の課題に係る限りで、言及しているので、この時期の世俗裁判権の一環としての地方裁判所に関しては、本章本節「第二款 世俗裁判権」箇所でも言及するつもりである。

(9) マルク・ブロック、前掲『フランス農村史の基本的性格』一一六―七頁。

(10) マルク・ブロック、前掲『封建社会1』二二二頁。

渡辺は、「司教座の俗権全般については、一一世紀段階を『開花期』、叙任権闘争終結後の一二世紀後半段階を『発展期』、一三世紀段階を『安定期』(古典的段階)とみなすことができる」とする。前掲二九九頁。

鯖田、前掲一〇八頁。鯖田は農業革命の結果、「狭い支配領域だけでもガッチリおさえようとする封建領主の立場は、はるかに有利なものとなる。みせかけの国王権力も、好むと好まざるとにかかわらず、一般封建領主と同じ方向をとらざるをえない。その結果が封建的分裂の進行である。いくなれば、農業革命が軍事力オンリーから出発した封建領主に経済的基礎を提供し、かれらの存続を保証した形になる」(傍点筆者)。

(11) マルク・ブロック、前掲『封建社会1』二二〇頁。

(12) ジェラール、前掲三三五頁。この三つの要素は、それらが、長年の間に領主と土地保有民との関係の緊張あるいは弛緩関係により異なってくるし、時にはバン領主、裁判領主、土地領主が別人によって担われることさえあったという。「バン」という語は、「秩序ordre」を意味する古代ゲルマン語を利用したものをいう。マルク・ブロック、前掲『フランス農村史に基本的性格』一二九頁、渡辺節夫、「領主と農民」（江川・服部編著、『西欧中世史「中」』所収）一七五頁以下参照。

(13) マルク・ブロック、前掲『フランス農村史の基本的性格』同前。
当時の領主裁判権の態様について、マルク・ブロックは、つぎの如く指摘する。「裁判権のほとんど無制限の行使は、領主たちの手に、限りなく強暴な経済的搾取の武器をあたえるものであった。」

なお領主裁判権の位相について、フランスが英独と異なる点については、マルク・ブロック、前掲『フランス農村史の基本的性格』同前参照。「ゲルマン法の古い人民裁判が、伯爵領法廷、ときには百人組法廷というかたちで生きのびたイギリスとはちがって（*）、また、一三世紀まで、君主が、少なくとも理論的には、上級司法官を直接に任命する権利をもち、したがってまた自由民の法廷が完全にはなくならなかったドイツともちがって、フランスでは、裁判は領主の仕事であった。「そして、われわれの当面している時期では、国王がそれを自分の手に取戻すための努力は、……イギリスにおけるよりもはるかにおぼろげと現れはじめたにすぎない。」

〔*〕イギリスのこの点に関するマルク・ブロックの認識は、前掲『封建社会2』八七頁以下参照。

フランスについては、マルタン、前掲二一二頁以下〔2〕裁判と罰令権〕二〇三項 領主の法令、領主裁判権と封建裁判権〕参照。
①裁判支配権IIドロワ・ドウ・ジュスチスII「中世においては、王権の諸持権に類する甚だ広範囲な諸持権の一つ」。「それは、事件を裁判する権利に留まらず、事有る場合は領主領の共通の利益に必要な一般処置を講ずる権をも含む。」

領主も王と同様、領主領の慣習を損なえない。しかし、領主は彼の全土に適用されうる罰令（バン）ないし新しい法令の制定は可能であった。——例、サント・ジュネーヴ、あるいは、サン・ジェルマン・デ・プレの修道院長による「警察に関する諸法令」。また、メスの司教は、一二世紀末以来、『アトゥール』「調整の意」と呼ばれていた法規を、その領主に公布した。

②エスマンの古典的理論は、「領主」が聖職者を別として、全住民の上に行使する「領主」裁判権または「裁判的」裁判権と、彼らを自身に結びつける「従属」の絆の故に、領主が彼の家土ないし土地保有者の上に行使する「封建」裁判権とを区別する。

③「領主裁判権」は、「王の名においてかつて『伯』によって行使され」たもので「次第に領主衆によって侵害された昔の『公裁判権』（ジャスティス・プリク）である。」「この過程は、高期中世のドイツとフランスとにおけるその状態を比較すれば、理解される。」「皇帝が権威を維持しているドイツでは、公裁判所は各地域区画内で『ラント裁判所』の名のもとに存続し、領主は『レーン

裁判所」なる名を附けられた自身の裁判所で自身の家土や土地所有者に対してのみ裁判を行使するに過ぎない」二二二頁。

「王の権威が瓦解したフランスでは、最早公裁判所は存しない。」すなわち、領主によって侵蝕されてしまった。「フランク時代にそれを行使していた伯、子やヴィケールまたはヴォワイエ「共に伯代官」によってのみならず、その他のもっと小さい領主、即ち、城主、騎士により、更には、単なる盾士によってさえも侵害されてしまったのである。」「それは、相継ぐ侵害によって為されたものであって、この侵害を慣習がその後を追って聖化して行ったのである。」(傍点筆者)。「その詳細については最早資料の散逸のため手が届かないけれども、その結果は今日確認しうる」二二三頁。

④ 一三世紀には、「二種の領主裁判権が区別される。」

i 高級裁判権＝完全裁判権(プレートヌ・ジュリスディクション)「別名流血裁判権*justicia sanguinis*、ノルマンディでは剣裁判権(プレ・ドゥ・レペ)」(民事に関しては、人の身分、所有権に関する重要な事件。刑事に関しては死刑を科す最重要犯罪の裁判管轄)。
ii 低級裁判権。(それほど重要ではない民事・刑事事件。)

(iii 一四世紀に中級裁判権が加わる)二二三頁。

⑤ フランスではこれと前後して、いたるところに、近代人が「封建裁判権」と名づける他種の裁判権が出現する。それは、「領主の家土と土地保有者の上のみ行使されるもの」であり、「彼らを結合させる従属の絆にその源を有する。」「それは、先ずもって、この従属の絆に関して生じうる紛争を裁くという領主の権利を内容とする」。但し、「貴族でない土地保有者については、封建裁判権はこの限界を越えない。」「彼らは、他方で、彼らを領民と為す高級または低級裁判権者に属しているからである」二二三―四頁。

「反対に、貴族的家土は一切の訴訟については自身の直属主君に、後者が藩主(バロン)である限りは、属する。正規の高級裁判権の犠牲において為されるこの権限拡張は、主君と家土とを結ぶ頗る緊密な絆の一結果である」二二四頁。

(b) 教会領の「領主領」化

まず先に問題を提起した如く、教会領がなぜ領主領化したのか、という問題から眺めて見たい。尤もこの点については、先に暗示した如く聖職禄の場合と異なつて、全く世俗的な次元で、政治力学的に生じた現象であつたし、その生起現象につき靈的見地からは何の正当性の論理も作用しなかつたもののようなものである。尤も既に「教皇の現世の裁治権がいかにして認められるのか?」という問題には言及したが「拙稿、前掲三卷二号四九頁参照」、ここでは、教会一般の土地所有と世俗的支配権の問題としての「領主領化」の問題であり、次元の違う問題であることも断っておかなければな

るまい。

そこでマルク・ブロックは、その歴史的事情について次の如く指摘する。「カロリング朝は、メロヴィング朝とローマの伝統を受けつぎ、司教がその管区の世俗的行政に参与することを常に正常かつ望ましいことと見做していた⁽¹⁾。しかし、当時はまだ領主としてではなく、単なる「協力者としてか、あるいは、時には国王の代権者たる伯の監督としての資格においてであった」という。聖職者が識者としての資格で、国王の役人あるいは顧問役になることが通例になったことは、既に各所で触れてきた。なおここで留意しておかねばならぬことは、当時の伯は国王の役人であったということであり、今日の身分的に貴族の一環としての伯の地位を意味するものではないということである。そして、かかる伯については、既にフランク時代に、伯の官職領の自有地化、領主領化、即ち、私物化という現象が起こり始めていることに留意せねばならない⁽²⁾。そして、教会領の「領主領」化もこの現象の前提となってくる⁽³⁾。

しかし封建時代の第一期の王権は、ここから一歩進め、「司教を同時に伯にする」現象が生じたという⁽⁴⁾。そしてこの進化は二つの局面をもたらしたという。

① 第一は、司教は、司教座聖堂の都市に居住していた。そして危険な時には、彼の負担で築城された城砦を、彼の従属民たちが護ることに手を藉すとも、反対に彼らは籠城者に糧食などを提供していた。その場合に、司教自身が、「命令権」を行使する場合も生じていたという⁽⁵⁾。国王はこの既成事実を防衛に有利とみて、「都市の要塞とその近郊の地域に対する伯権力を司教に認めて法的に認可した」という⁽⁶⁾。

② さらに、国王が「伯領全体を司教に譲与するという慣行」が導入されてくると、司教がその都市の伯になったことがなくても、その都市と地方双方の伯になる現象が生じてきた⁽⁷⁾。

なお国王が司教に伯領全体を譲与した理由につき、マルク・ブロックは霊俗二つの理由をあげている。霊的理由は、

信仰心の問題であるので省略するとして、俗的理由について、次の如く指摘していることは、本項に関連して注目に値する。すなはち、

「伯職を司教に与えることは、もつとも信頼できると考えられた人の手に命令権を委ねることを意味した。というのは、高位聖職者は、その職務を（拙注、世俗貴族の如く）世襲の家産にしてしまう気遣いはほとんどなく、その任命には国王の同意が必要であったし——たとえその任命が国王によって直接決定されるのではなかったにしても——またさらに、その教養と利害関係のためにもとかく王党派に傾いていたからである。無秩序が支配していた封建国家のなかでは、結局は司教が最も御しやすい官吏と考えられたのではないだろうか」と。

それは今日表現を用いるならば、聖職者が、当時のエリートとして、軍事を含めた統治に国王により参加せしめられていたことが理由であるということになる。⁽⁹⁾

(1) マルク・ブロック、前掲『封建社会2』一一八頁。

(2) 森義信、前掲三二二—三頁。

「伯こそカロリング諸王の手足たる代表的な官僚であり、かつ頼るべきほとんど唯一の実力者であった。」「H・ダンネンバウアの言を借りれば、この『フランクの伯は任地の土地を獲得し、これを従士に分与する。国王は、また伯に封土ないし自有地を与え、さらに伯は多かれ少なかれ実力をもって土地を自己のものとし、在地豪族の娘と結婚し、かくして土着化する。』土着化は伯の権力的地位の強化をもたらす。」

鯖田豊之、『ヨーロッパ中世』（世界の歴史9）、河出書房新社、一〇四頁。フランスの封建領主について、「これらの封建領主の出身はさまざまである。フランク王国の伯やその下の役人のこともあるし、豪農的な自由民の上昇したばあいもある。」

彼らは、城砦を拠点とする地方の小権力の自立は、すでに既定の事実だった。「かれらは、木や石でつくった城砦を中心に、馬のれば一日でらくに往復できる範囲（半径五キロないし八キロ）をガッチリおさえた。」「支配領域は小さいが、支配内容は充実していた。そうした排他的で独占的な支配領域のもち主こそ、まさに封建領主である。」

フランス各地は、要するに、これら封建領主の小さな支配領域に分断されてしまった。その分断がいかに徹底的だったかは、今日のフランスの地方行政の単位であるカントン（郡）の母体が、かつての封建領主の支配領域であることからよくわかる。」一〇四頁。

「ドイツでは、フランスほど徹底した封建領主の成長はみられなかった。主としてカール大帝の遠征によってフランク王国に組み込まれたここでは、古いゲルマン部族の伝統が強く、部族間の融合は進んでいなかった。フランク、サクソン、バイエルン、アラマンなど、部族のまとまりが強く、どこかの馬の骨かわからない封建領主が、部族の長たる部族太公をおしのけてのしあがる可能性は乏しかった。」

(3) 教会領の私物化の前提に、聖職禄の専有の現象がある。この現象については、ここで簡単に言及しておきたい。

まず聖職禄専有 (Appropriation) の語義について、専有の他に「私有」「財産取得、財産専用」という訳もある。そこで「アポロプリエーション Appropriation」の語義を説明した英米法辞典から本項に関連ある箇所を引用することにしたが、それは概ねいずれも同旨であるといえよう。尤も、この後は極めて多義的に用いられるので、その中で、原義と教会法の用法のみを摘示すれば、以下の如くである。即ち Byrne, A Dictionary of English Law, op. cit. pp. 64-5. "Appropriate; Appropriation", 「この語の第一義的な意味で、アポロプリエイトというのは、物のある人のプロパティとすることである。」「かくして、publici juris (公の土地) であるものを専有することは、その排他的享有権を取得することになるので、その専有者は、所有者になる。」

「教会法においては、専有は、聖職禄が、恒久的に、生計 living のパトロンとして集合法人にせよ単独法人にせよ霊的法人に添付される場合である。かかる場合、霊のキェア (救済 [職]) は、事実上専有者あるいはパトロンの代理であるところから、ヴァイカー vicar (vicarius) 「主任代行司祭」と呼ばれる聖職者に一般的に与えられる。彼は多く主任司祭 rector と同一方法で授任され、推挙される。しかし、彼は生計の報酬の一部分を持つに過ぎない。一般的には、寄付土地の一部であり、また十分の一税の特定の分け前である。……」

私有教会制については、これまでもしばしば触れてきたが、それに絡む appropriation の問題についての、フランスの展開を、マルタンは、「三一項 聖堂の私有化」(前掲五五—六頁)と「第三節 公的諸職務の私物化」(前掲一三三頁)「六一項 伯の諸職務の世襲性とその諸成果」で取り上げている。(なお稿は appropriation を「私有化」と訳している)。但し後者については後述する。

マルタンはまずフランク時代の私有教会制に触れることから始める。そして「教会位階制は長い間これに反抗しはするが無益に終る。それは結局は譲歩を余儀なくされる。」かえって、「司教や修道院自身が、自身の聖職禄収入中に私有聖堂を持った」し、「この体制は一〇世紀には依然強化され続けた」という。

「教会は一二世紀に初めてこの制度を克服したが、しかし、それも不完全にであった。」「即ち、このときに、聖堂自体に対しては

俗人衆の『dominium』は消滅した」が、その後も「教会が、世俗権力に対する独立性と共に、自身の諸原理の純粹性を取り戻すには、骨の折れる努力が将来必要であ」ったし、「一一世紀の後半に始めて成果を生むに到るのである」といつている。そしてそこで始めて、「教会は、自身の枠と自身の法律と自身の裁判権と自身の財産を持つ明確な社会として構成を持ち続けた」と指摘する。五五―六頁。そしてさらに後述のいろいろの需要も絡んで、聖職禄の専有といわれる制度が生まれてくることになる。

イギリスについては、拙稿、前掲四卷二号一一一頁で既に部分的に言及している「聖職禄専有の慣習発生の項」。ムアマン、前掲一二七―九頁。

(4) マルク・ブロック、同前。渡辺節夫、前掲『フランス史1』所収「二九九頁。

(5) 森義信、前掲三二三頁。

「カルル大帝や敬虔帝の時代に、伯の越権・侵害行為を嘆き訴えている史料に出くわす。」「グラーフシャフトの成立を策するフランク王権は、時を同じうして、かかる伯の行為、伯の土豪化といふべき事態に直面」する。

「八一七年の敬虔帝による修道院宛の所領下賜は、従来伯に支払われていた、貢租・賃租を伯に断念せしめるものであったから、伯の職務上の収入の減少を結果したわけである。」「フランク諸王はこうした貢租・賃租収入や『王領地』そのものを、ひんぱんに聖界諸施設に下賜しており、あまつさえ、これにインムニテート特権やフークト特権を賦与している。いわば世俗に優先する『教会政策』が展開され、聖界軍事力の創出が促され、達成される。」

マルク・ブロック、同前。なおこれらのことと築城が領主領の自立化を促進してくるが、その点については、マルタン、前掲一九七頁以下「九三項（第一節 封建制の開花）私戦と城の増加」参照。すなわち、「封建制は、国家の衰弱と領主領の自立性（オトノミ）とによって特徴づけられる社会体制である。」「既に確認されているように、九世紀以来、カロリング家の大官僚、即ち、公、辺境伯（アルキ）、伯、子は王が彼らに託していた公的職務を事実上自身のものとした。」「他方、数多くの不輸不入特権者たる大土地保有者は、事実上彼らの地における主人である。」「これに関しては、初期カペ家は、カロリング家の政策を踏襲し、不輸不入特権の譲与を世俗の大土地所有者衆にまで拡大した。」

ところで、「これから大物が享受する事実上の独立性は、物質的には、城の占拠の上に支えられており、反復される事実を法へと転化させる慣習の作用によって、いつとはなしに法的に自立体となる。」

「城は、既述のようにその築造の因をなした、ノルマン人、ハンガリー人およびサラセン人の侵入の後にも生き永らえた。」

「このようにして、頗る簡単に、教俗の大封建制の出現が説明される。」「しかし、封建制はそれだけに限られるものではない。それは、城の増加のために、一般化し開花する。」「封建的大豪族衆は自身がカロリング家の王から侵奪した特権を保持することを、固り希求した。」「しかし、彼らはその目的を達するまでには到りえなかった。なぜならば、一〇世紀に私戦即ち個人人間の戦が遂げた

発展によって、新しい城の築造が促されたからである。」一九七頁。

「私戦のこの発展は、例えば、人が、シャルルマニユの時代にやっと到達していた文化段階へと頗る明瞭に後退したことを示すものである。」「確かにゲルマン人は、私的復讐即ちフェーデと、それが惹き起こす親族団体間の戦とを知っていた。しかし、フランス諸王は、彼らの戦士の間で平和を維持するために、フェーデを排除する法定賠償金の制度を戦士衆に認めさせ、かつ、維持することに努めていた。」一九七―八頁。「しかし、一〇世紀には王権は無力と成った。」「封建的豪族は、彼らの粗暴な本能に適合する古いゲルマン的慣習に復帰する。」「彼らの家士に支援されて彼らは相互に戦う。」「つまらない口実のもとに、果てしない戦が家系（リニヤージュ）を相互に啞み合わせる。」「しかも、この私戦は、通常は、電光石火の侵入に外ならず、ここでは驚愕が主要な役割を果たす。」

「私戦は、決定的な成果を収めることは稀である。重くしい武装をした戦闘員衆は、自身は大した痛い目に遭うことはない。しかし、彼らの騎馬行進は、農村を荒らし、そして、往々にして掠奪行為に変ずる。これらの荒掠を抑える唯一の現実的な方法は、城を増加することである。」「そして、そこへ、周囲の農民は、見張り人は疑わしい兵団の来るのを合図すると、家畜や最も貴重な財産を携えて避難する。」

「このようにして、城の出現がノルマン人、ハンガリー人およびサラセン人の侵入の結果であるのと全く同様に、城の増加は、封建的豪族間の私戦の蔓延と直接的な関連を持つ」一九八頁。

「正にこれらの城の大部分は、公、伯、子によって築造されたものようであり、彼らはその守備を自身の家士『milites』衆のなかの或る者に委ねた」同前。

「教会領主即ち、司教や修道院長自身もまた、城の大築造者であった。」（傍点筆者）。「もっとも、伯の中には、自身も不当に獲得した築城権能を彼らに対しては禁止する旨主張する者も居た。」「しかし、このような反作用は例外であって、司教や修道院長が、世俗の封建的大豪族と全く同様に、その領主領の防備をするのは、普通のことであつたように見受けられる。その例は豊富である。」「司教や修道院長は、これらと思う人を自身の保護者として確と据える。即ち、それは司教にとつては守護職、修道院長にとつては防護職と呼ばれるものがあつて、その起源がフランク時代に在ることは既に見た通りである」一九八―九頁。

「かくて、教俗の封建大豪族の主導に基いてこのように城が増加して行つたという事実、組織化への或る種の努力が窺われる」一九九頁。

（私戦は、度々禁止されたが、一五世紀にはなお、大封建諸侯、例えば、ブルゴニユ公、ブルタニユ公、アルマニヤク伯は軍事力を保持し、独立の政策を行つたという。マルタン、前掲七五九頁以下「私戦に対する闘争」。また、私的暴力、決闘についても、一五世紀以来禁止されて行くが、貴族には長い間温存されてくる。マルタン、前掲七六〇頁以下「一六、一七世紀における私的暴力」。

決闘。]

(なお、これらフランスにおける大領主領の完全に近い消滅は王領の伸長をもたらす一四世紀以降になってくる。マルタン、前掲四五三頁以下「二三一項 王領の伸長と大領主領の完全に近い消滅」。)

(6) マルク・ブロック、同前。

なお前提として、伯は伯裁判所の独占的管轄権を保有していた。それについては、マルク・ブロック、前掲「封建社会2」八三頁。しかし、下級裁判権については領主によって裁かれていた。八三―四頁。そこで上級裁判権と下級裁判権の競合の問題が生じるが、原則は属地主義がとられていた。尤もその点、属人主義との競合が常に存在したようである。八四―五頁。そこで、耕作農民に対する領主裁判とその上に位する上級裁判権の競合は地域により異なり、後の近代社会形成の契機になったところの農民解放路線の多様性をうみだしてくるが、それは本稿の課題から逸脱してくるので触れないことにする。

(7) マルク・ブロック、前掲「封建社会2」一一九頁。

(8) この点について、マルタンは伯の諸職務の世襲性と私物化を重視する。(なお世襲にかんしては、拙稿、前掲六卷一号七五頁以下ならびに七七頁以下の注(3)参照。またマルタンは、appropriation de la fonction public (公的職務の私有化)について、前掲「第三節 公的諸職務の私物化」「一三三頁以下」の「六一項 伯の諸職務の世襲性とその諸結果」で取り上げている。)

まず「諸権能の私物化」については、本稿でも既に触れたが、マルタンは次の如く述べている。即ち、「封建制なるものは」、「正常の場合は国家およびその役人衆だけに帰属が限定されている諸機能が自由人衆の利益のために横領(デトルヌマン detournement)されることを前提とする。」

「この私物化はフランク時代以来明瞭に準備されて来た。そして、これは、先ず、公的諸職務の私物化によって行なわれる。」一三三頁。

「他方、メロヴィンガ家王権が衰弱して以来、伯はその諸権力を終身的なものとして獲得することに努める。」「最後のメロヴィンガ家諸王のもとでは、伯衆は、その職務を世襲的なものにしよとさえ努めている。」「宮宰職は頗る早くに世襲と成っていた。そして、この高級な職分の世襲によりカロリング家の運命は保障されたのである。」一三三頁。

「洞察力の有る精力的な君主である初期のカロリング家諸王は、公的職務のこの世襲への動きを阻止する。」「しかし、この動きは、九世紀中頃に再開され、やがて甚だ強く成る。」一三三―四頁。

「ともあれ、九世紀末および一〇世紀には、わが国(フランス)に配置された諸々の伯および公の真実の家統(ディナスチ)の存在が確認されるのであって、王はこれらに対し、聊かの反対を唱えることさえ夢想しなく成る。」「

「九世紀末以来、さ程には大物でない者共も確固とした家統を築く。」「

権威と「理性」と法(九)

「総てのこれらの大物は、王に名ばかりの従属をしているに過ぎない。」「事実、彼らは、王がその先祖に託した諸職務を自身のためにそして自身の利益において行使する。彼らはその諸職務を私物化する。即ち、彼らは、その所有者と成るのである。彼らはこれらの職務の中でも殊に最重要なもの、即ち裁判権を、王から委託されたものとして自身の権威の下に有していた。」一三五頁。

また渡辺節夫、前掲『フランス史1』二九〇頁以下「諸侯権の発展と支配の領域化」参照。

(9) トレルチ、「キリスト教社会哲学の諸時代・諸類型」(トレルチ著作集7『キリスト教と社会思想』所収、住谷一彦・佐藤敏夫他訳)、ヨルダン社、一九八頁。

(c) 不入特権(不輸不入特権)と教会領主裁判権の聖域化

そこで次に本項の課題である教会の保有する領主裁判権の問題に移りたい。

そもそも教会の裁判権が原則として霊的關係に属するものに限られたことは、これまでもしばしば摘示したところである。しかし、封建時代には、教会が領主領を取得するのみならず、当時の世俗の統治権の中枢にある世俗の裁判権まで取得するに至ったのは何故であったろうか?この点がここでの課題になってくる。⁽¹⁾

① マルク・ブロックによれば、教会裁判所が、世俗の領主と同じ資格でその従属民に行使した裁判権が封建時代に発展したのは、「世俗の大権力の弱さを暴露しているのみではない。」「教会の権利も裁判権も、封建制に固有な諸制度の間であって、真に『帝国内の帝国』の如きものであったからこそ」であるという。⁽²⁾

② では、教会が、世俗権力と並列状態におかれ、二元制を保ったと指摘してきたことから、この世俗社会内での世俗権力を保持して、「帝国内の帝国」的存在となったといわしめる所以はどこにあったのであろうか?

すでにローマ時代の末期から、領主が私的な裁判権を行使した若干の事例は存在していたという。⁽³⁾

③ だが他方、ガリアの時代から、「不入権(または不輸不入権)」というものが存在していた。そしてそれが、カロリング王朝期に帝国全域に広がっていったという。この「不入権」は、「その土地に対する国庫徴集からの若干の免除

と、動機のいかんを問わず、この《不入権》地域 (territoire immune) への国王官吏の立入禁止という二つの特権の結合を意味していた」という。ここから、必然的に「領主」への「裁判権の委託」を生じるに至った⁽⁴⁾。いわば、不入権と領主裁判権の結合が生じたという。

④ ただこの「不入権」は一般的な現象で特殊的に教会だけに認められたものではなかった。しかし、この時代に、明文をもってこの特権の授与が記されていたのは教会に限られていたという⁽⁵⁾。

尤も、俗人たちも他の方法で同じ利益を享受していたという。第一に、「王領地」には、通常の官吏の権限は及ばなかったという。伯あるいはその下僕もそこに立ち入ることは禁止されていた。そこで、先に触れたベネフィキウム(恩給地)は、理論上「王領」の一部であったので、その領主地も、かかる教会の不入権と同様の特権を享受することとなっていたという⁽⁶⁾。

⑤ ところで、「イムニテ」による「教会の領主化」は、さらに、「司教自治都市」の形成に関連するが、その意味合いは後述の「(五)都市法と教会法の結合」の項で検討することにした。

これを要するに、自立的な教会の世俗裁判権は、不入権と領主裁判権の結合の上に現出したもので、そこでは、教会のもつ「霊的権威」とは論理的必然性のないものであったことを認識しうる。

(1) マルク・ブロック、前掲『封建社会2』七六一七頁。「従属関係を増加せしめていたこの社会においては、全ての首長は、……裁く者になることを希っていた。と言うのは、裁判権のみが従属する人びとに対して効果的に義務を履行せしめ得たし、彼らに他の裁判所の決定に服するのを避けさせることによって、彼らを保護すると同時に支配の最も確実な手段を提供していたからである。」
「更に、この裁判を行なう権利が本質的に利益の多いものだったからである。」「裁判権には、没収財産という豊かな収入に加えて、罰金と裁判手数料という実りの多い収入減が含まれていただけではない。更に、なににもまして、領主の慣習にすぎなかったものを

義務に転化せしめることを容易にしたから、領主はそこから多大の利益を引き出したのである。」

なお山田欣吾、『教会から国会へ—古相のヨーロッパ—』、前掲四二—五頁。同、『国家そして社会—地域史の視点—』、前掲三二—五—七頁。

(2) マルク・ブロック、前掲『封建社会2』七八頁。

(3) マルク・ブロック、前掲『封建社会2』七八—九頁。

(4) マルク・ブロック、前掲『封建社会2』七九頁。

またマルタンは、イミッションについては、前掲一三五頁以下「六二項 インムーニタース、ポテスタース、物的な課税免除から不輸入の特権へ」の項目で取り上げている。すなわち、「不輸入特権」は、「私的所有地に通常結合されている諸特権を正に越えた性格のものである」一三五—六頁（拙注、「領主領の『自立』的権力の成立」となってくる前提）。

「ガロローマ時代には、「ローマ」国民の諸所領は特殊な一行政体制に服していた。即ち、それらは特別の一役人『管理官（プロクトール）』によって管理されていたのであって、彼は何らかの裁判権を持っていた。」「このようにして、それらは、或る程度、県知事の権威から免かれていた。」尤も一定の地租を国家に収めねばならなかったが、「これがインミュニテなる語の起源である。唯、この先例は、別段、ここでは直接的なものではない。」

「他方、ガロローマの大土地所有者『potens』は、その所領で、独立に近い事実上の一地位を持つ。即ち、彼は、その奴隷衆の上に普通法に従い主人権力『dominica potestas』を持つ。」「彼の土着農夫衆は、理論上は自由人であるが事実上は彼の権力から殆どまぬかれえない。主人は、彼らの不和を仲裁し、もし彼らが所領外の者と何か訴訟をするときは、公裁判所で彼らを代表する。」

「フランク時代には、この事実状態は『ポテスタース』『力の意』なる名のもとに法によって認められる。この権勢者は、彼の保護下で生活する自由身分たるを否とを問わず全人の行為に関し責を負うものと考えられている。その代り、彼は、彼が他に対し責を負わねばならない人びとの上に何程かの懲戒権力を行使する」一三六頁。

「メロヴィンガ家治下では、王が或る聖堂に王庫地中の一土地を贈与するとき、課税免除『インムーニタース』がその土地に、この土地が当該聖堂の財産と成った後も随伴し、その土地に結び着けられたままに成る。」「それ故に、メロヴィンガ家治下の課税免除は、物的性格を持っていて」た（傍点筆者）。

「王庫地から出た諸所領のこの『インムーニタース』は甚だ珍重されていた。」「王は、他の素性を持つ諸所領にもそれを拡大することを懇望された。」「ここから徐々に、課税免除聖堂に所属する財産の総てに対して、一個の諸課税一般免除「の特権」を譲与するまでに、事は行き着いた。」

「このようにして、課税免除はその物的性格を失う。」「それは、特定の聖堂に認められた、そしてその全財産にまで拡張される

一個の人的特權と成る」(傍点筆者) 一三六頁。

「この進展はランスの聖堂について辿られうる。」七一年から七一五年までの間にランスの聖堂にもその他に同じく、当該聖堂の全財産に課税免除を拡大した。「このようなことから、何十年か年を経た後は、或る具体的な一所領が王所領が王庫地起源のものである否かを立証することも不可能なまでに必然的に行き着く宿命に、事は在ったのである。」(傍点筆者) 一三六―七頁。

「シャルルマニユ以後、課税免除の外的性格は変貌する。この特權の本質は、正に、『立入無用』約款、即ち、国王役人衆に課税免除所領への立入を禁止する約款であるように見える。このことを諒解するには、或る聖堂に課税免除特權を認める王の一証書を分析するだけで足る。」つまり、その特權はネガチヴな外觀で表現されている。即ち、王は自身の役人衆『iudices』に宛てて、課税免除所領内で軍勢を徴集すること、そこで裁判すること、そこで課税や『平和金(フレタ)』を收受すること、そこで宿泊權や徴發權を發動することを、そして、一般的に云って、そこで何らかの権力行為や強制行為『districtio』やを行うためにそこに立入ることを、彼らに対し禁止するのである。」(傍点筆者) 一三七頁。(拙注、この点がイギリスと大きく異なってくる所以である。後述。)

「課税免除所領の住民衆は、このように、国を役人衆の行為からは庇護されているが、しかし、彼らは別段賦課(シャルジュ)から免除される訳では全くない。彼らは、殆ど常に、王に対して、その不輸入特權者の指揮のもとに軍役を果たすことを要する。課税や『平和金』やは常に不輸入特權者が、王に支払うべく徴収することを請負うとの条件で收受する。」しかし、王はこの請負をさえやがて諦める。その故に、王庫地の古来の収益の総てを決定的に讓歩することは、この特權の本質的な目的であり続けることになる」一三七頁。

「しかしながら、伯(拙注、この伯は役人としてのそれ)に対して、特權的諸所領でここで裁判するために立入ることを禁止することは、重大な一つの結果を齎すことに成る。即ち、大土地所有者が彼の領民に対して行使する聊か漠然たる『ポテスタス』が拡大するという結果である。裁判が行われ続けることは、正しく必要である。大土地所有者は、彼の諸所領内で犯された私犯罪および彼の領民相互の間で生じる余り重要でない訴訟を審理するようには成る。」(傍点筆者) 一三七頁。

「しかし、もし公犯罪または当該所領の住民衆の身分に関わる重要事件に関する場合には、不輸入特權所領の外部で伯の公判廷を開くことに成る。」この出頭呼出は、王により任命された特別の一役人即ち防護職『advocatus』により届けられる。この防護職は、司教職では、別種の一役人即ち守護職『vicedominus』によって代わられるものと成る」一三七―八頁。(拙注、防護職については、次項「聖職候補者推挙權」「保護權」の箇所で言及するが、この語の訳語にもいろいろのものが存在する。渡辺節夫、前掲『フランス史1』二九八頁参照)。

「このようにして、一方では公裁判權を行使する伯と、他方では、王が不輸入特權を持つ所領内での行使を諦めた若干の裁判上の特權を放棄した先である不輸入特權者との間に、裁判上の職務の分割が生じる。不輸入特權を持つ土地所有者は、公けの一役

人ではない。それ故、彼が司掌する裁判権は、私的裁判権である。」(傍点筆者)。「かくて、不輸不入特権の慣行は、次の時期の多数の私的裁判権の起源を為す」(傍点筆者) 一三八頁。

またミッタイスリーベリッヒ、前掲一三四—三五頁。

「(フランク時代) イムニテートはもともと何ら裁判権を伴っていたものではなかった。イムニテートの内容が増大して裁判権を含むに至ったのは、体僕君主やグルントヘル¹の裁判権がとり入れられた結果なのである。」

「体僕君主 *Leibherr* は、以前から、彼の隷属民に対して司法権を行使するとともに、他方で隷属民の行為についての責任をも引受けていた。このような責任は、彼はまた、彼の保護権力に服属するに至った自由人についても責任を負っていた。かくして、これらの自由人は *homines unde mithio* (*Verantwortung*) 「責任」 *redebit* になった(第二章二一参照)。「彼はまた、その隷属農民 *Grundholde* の間の争いを仲裁者として処理することができ、 *privata audientia* (私的裁判)、 *Hofgericht* (*ags, halimöt*) (いずれも在園裁判所の意) を開廷した」一三四頁。

「しかし以上のことは、最初は、 *causae minores* 「小事件」とみなされていた事件にだけ、あてはまっていたにすぎない。重大な刑事事件については依然としてグラーフが管轄権をもっていた。」「この場合にはグルントヘルは彼の隷属民を「グラーフに」引き渡さなくてはならなかったが、しかしグルントヘルは彼に一名の弁護人—— *advocatus, Vogt*——をつけてやることができた。」一三四—三五頁。

「またこのフォークトは、隷属民がグラーフの裁判所に訴えられたり、または自分でグラーフの裁判所に訴えたりしたときにも——隷属民は、グルントヘルの裁判所で訴訟することを好まないときは、最初は自由にグラーフの裁判所に訴えを提起することができたのである——援助者として活動することができた。」

「フォークトはまた同時に、グルントヘルの裁判所でグルントヘルを代理することもあった。」一三五頁。

「しかし、イムニテートの隷属民でない第三者までが、隷属民に対する訴えはこれをイムニテート裁判所に提起することを強制するようになる(*actor forum rei sequitur* 「原告は被告の裁判所にしたがう」)、ここに決定的な転換が生じてきた。」

「これによって公けの裁判組織は、決定的に破られたのである。」

「隷属農民は今やその一般的裁判籍をグルントヘルの裁判所にもつことになり、彼の正規の(国家的)裁判官の管轄から除外され、隷属農民の事件についてはフォークトがツェンテナールの地位を踏襲するに至った。」

「このようにして、もともと非国家的裁判権であったグルントヘルの裁判権は、イムニテートと結びつくことによって、一つの国家機能という地位に高められたのである。」

「カロリング朝は、このような発展を逆行させてイムニテートを廃止するというようなことを計画することはできなかった」一三

五頁。

(5) 「マルク・ブロック、同前〔封建社会2〕」。

マルタン、前掲一三八頁以下。イミッシェンが拡大し、領主領が成立する点について、マルタンは次の如く摘示する。すなわち、「メロヴィンガ家治下では例外であった不輸入特権は、カロリング家諸王によりそれより遙かに大幅に与えられた。」「少なくとも聖堂や修道院には譲与が終始一貫して認められているとさえ云いうる。なぜならば、カロリング家諸王は、以前の諸王と異なり、世俗の大土地所有者衆に対してはそれを与えなかったからである。」

「王が、このようにして、不輸入特権を持つ諸所領では自身の権威を自身から剥ぎ取ったことは、驚くべきことに見える。」「しかし、良く考えると、その態度は、甚だ良く説明が尽けられる。即ち、王は伯衆を介して自身の権力を行使するのであるが、これらの伯は甚だ屢々は不従順な役人である。そこで王は、自身の諸々の公的職務の行使のために、伯よりもっと信頼しうる司教や修道院と直接に手を結ぶことが利益な筈である。」「しかも、この司教もあの修道院も王の家士となった。」(傍点筆者)。「王は彼らに、不輸入特権という渴望の的である特権を与えて、彼らを自身に結び着けるのに成功し終えるであろう。」「王は、完全に旨く事が運ばない場合には自身に対し答責させることを留保して、その不輸入特権を持つ所領を司掌する面倒を彼らに委ねる。」「不輸入特権者は、『君主付家士』が彼の家士衆につき責を負うのと同じく、その所領につき責を負う。」「多数の教会不輸入特権者は、自身のところでは主人であるが、同時に、王の忠誠者でもあるために、諸地方で、甚だ屢々反抗的である役人衆即ち伯や公に対する均衡勢力に、効果的にも成るものである。」

「しかし、家士衆と同様に、しかも、この家士制により完成され補強された不輸入特権(の制度)は、結局は、主権の媒介挿入ということによって表現される。」「即ち、不輸入特権を持つ所領は大幅な自立性を有する。それを王に結び着ける紐帯は甚だ弱い。」(傍点筆者)。

「一〇世紀には、不輸入特権の慣行は、世俗の所領にも拡がるに到る。王との紐帯は更に一段と弛緩し、不輸入特権を持つ大所領は、領主領と成るに到るのである」(傍点筆者)一三八頁。

〔拙注、インムニテートについては、ミッタイスリリーベリッヒ、前掲一三二頁以下。なお三七五頁(一三世紀初期のフリードリッヒ二世の諸侯法で、『領国主 *domini terrae*』なる語が始めて用いられたという)。林健太郎編、『ドイツ史(増補改訂版)』、山川出版社、一九九一年、五九頁以下。シュトウツツ、前掲『私有教会・教会法史』四二頁以下。なお、Stephen Kutner, *op. cit.*, p. 362では、このイムニティの制度を世俗制度との錯綜の例として挙げている。また、領主権がイムニティの慣行にまで遡るという指摘として、ガンスホーフ等が引用されている。R. C. van Caenegem, *An Historical Introduction to Western Constitutional Law*, 1995, p. 61, n. 6.]

なお、領主裁判権の問題は、領主裁判の衰退過程をも念頭に入れておいた方がよいと思われる。マルク・ブロック、前掲『フランス農村史の基本性格』一五一—一三頁。すなわち、フランスでは、以下の如くであった。

「中世が終りをづけ、近代が始まるのは、領主収入の危機によってである。」「もつとも、古い機構が、そのときに、全面的に覆されたというのではない。土地保有農——人間関係についての古い概念が曖昧になったことにもなう混乱のために、かれらは、以前には全く別の従属関係をさす言葉であった『家臣 *vassal*』という名前と呼ばれ始めた——や、保有地に加えられる領主的諸権利は、それが適用される場合は大てい、フランソワ一世（注、一五一五—一四七）さらにはルイ一六世（注、一七七四—九二）のもとにおいてさえも、本質的には、ルイ聖王（注、一二二六—七〇）のときと全く同じであった。」「しかし、つぎの二つの、しかも重大な例外がある。すなわち、領主裁判の衰退、および農奴制の、多くの場合は消滅、たとえ存続しているところでもその根本的変質がこれであつた。」

「領主裁判権は、決して死滅していな」かつた。「ただフランス革命のみが、それを死滅させ」ることになった。「しかし、領主裁判権は昔よりもはるかに儲けの少い、無力なものになっていた。」

(6) マルク・ブロック、同前『封建社会2』。

(7) 鈴木康久、『西ゴート王国の遺産——近代スペイン成立への歴史』、中公新書、一九九六年、一八七頁以下。

「教会は、土地の寄進を受けて実質的に財力と権力を拡大し、封建領主や国王の権力に対して不輸不入権を主張し、しばしば自治都市を作り上げた。」

(d) 大陸における大司教領

尤も、しばしば指摘した如く、この制度は同一の要請に基づくにせよ、諸国の間で、その後の展開はかなり違った方向を辿ることになる。⁽¹⁾ すなわち、フランスは、ドイツ（神聖ローマ帝国）に比し、伯となった司教は少なかつたという。

そこでは、すでに一〇世紀に司教管区が、領域諸侯の、場合によっては伯の支配下に入ってしまった。⁽²⁾ そこでは、

世俗の領域諸侯領の締め付けが厳しく、教会が大領主領を形成することは出来難かつたという。⁽³⁾ これに比し、ドイツは、

一〇世紀末頃まで、古い世俗の伯領に君主が手を着けることを躊躇していたが、その頃から急速に、司教に伯領が譲与され出したという。⁽⁴⁾ そして不入特権などの権利が加わり、⁽⁵⁾ 「重要な教会領域的権力」が形成されたという。⁽⁶⁾ それはフラ

ンスとドイツにおける王と諸侯の力関係の相違から生じる傾向であったといえよう。マルク・ブロックに言わせれば、「国王たちは、己れの意のままにならぬ豪族や特に侯によって局地的権力が独占されてゆく状況と戦うためには、高位聖職者に世上権をゆだねること以上により武器はないという考えに傾いてゆくのもやむなしと思ったのである」⁽⁷⁾と。

しかもドイツでは、教皇と皇帝との争いと、教会改革の部分的勝利により、一二世紀以来、司教は、「次第に自分たちを王国の官吏であるとは考えなくなっていた。」そして、「教会領の領域諸侯領は、全くのところついに国民国家を解体に導いていく一要素にまでなってしまった」と指摘する。⁽⁸⁾（なお神聖ローマ帝国内の司教領の形成については、山田欣吾の『国家そして社会―地域史の視点―』に詳しいし、参考にさせてもらったことを付言しておく。⁽⁹⁾）

尤も、フランスはドイツ程ではないにせよ、教会領がなお相当広大であったことは留意しておくべきであろう。

リュシエールの挙げてしている例を紹介するならば、「司教が所有している地所は時として広大なものがある。おおよそどのくらいかを想像するには、パリにおいては司教は国王と同格の大土地所有者であることを知る。」「一二二二年に出されたフィリップ・オーギュストの証書から、パリ司教がこの町の年貢と裁判権を国王と折半しており、パリ司教の取り分のほうが多かったことが分かる」という。⁽¹⁰⁾

さらに「封建領主としての司教はまた封地をもっており、彼はそこから封建領主の常として所得をあげる。」「彼の封臣たちは彼に臣従を誓い、兵役と出仕の義務を負う。」「司教職にはどれほど多くの封地が付属していたかを考慮に入れるには、一一九七年から一二〇八年の間に作られたノートルダム大寺院の記録集に収められている一枚の証書に記されている封臣の知行高を讀んでみるとよい。」⁽¹¹⁾さらに、「司教の封建的地位は世俗の領主」と比べて次の点で異なる。すなわち、「まず、最高の主君である国王に対しては、一二世紀の教会改革以降、司教はもはや臣従礼をとらず、忠誠の誓いを立てるだけである。それでもやはり、兵役と宮廷出仕が強制されていることには変わりはない。」

以上が世俗的な観点からみた教会領の主な特徴であるという。

もっとも、マルタンは、フランスにおいて、パリの近辺〔北部〕と中央部、遠く離れた地方、南部では、王の「權威」の領主に及ぶ範囲が異なることを指摘している。その中で、パリ近辺の教会領主領の場合には、王が教会の不入特権を尊重し、また、その反面、王の役人が領地に立ち入らぬ限り、王の權威を尊重したという⁽¹²⁾。

但し、王との関係はこのようであったとしても、大世俗領主との間の抗争は別であろう。マルタンによれば、一三世紀の「教会判事裁判所が最盛期を迎える時代」には、「記憶しえない程の昔からの慣習に基いて、その固有の領域には入っていないかった多数の事件を審判していた」が、「一三九〇年以降、教会判事裁判所は、たとえ被告が聖職者である場合でも、不動産事件に関しては完全に無権限であることが、不可侵の原則として、そして、それに反する慣習が有る場合といえども、認められる」(傍点筆者)としている。このことは、それまで、不動産事件といえども教会裁判所が処理した事案の存在したことを意味し、また一三世紀末フリップ美麗王の下で、その抗争のあったこと、また、一三二九年のヴァンセンヌ会議の如く成果は上げえなかったにせよ、世俗権力によるそれまでと異なった質をもつ抗争が見い出されはじめたことは無視しえないだろう。⁽¹³⁾

- (1) マルク・ブロック、前掲〔『封建社会2』〕一一九頁以下。
- (2) マルク・ブロック、前掲一一九頁。渡辺節夫、前掲〔『フランス史1』〕二九九頁以下〔司教座の俗権の基本的性格〕参照。
- (3) マルク・ブロック、同前。
- (4) マルク・ブロック、同前。
- (5) 不入特権については後述する。
- (6) マルク・ブロック、同前。

(7) マルク・ブロック、前掲『封建社会2』一一九—二〇頁。

(8) マルク・ブロック、前掲一二〇頁。

(9) 山田欣吾、前掲『国家そして社会——地域史の視点——』一四七頁以下〔V 一三世紀中葉のヒルデスハイム司教領国〕。このケースは、次の「聖職候補者推挙権と保護権」にも絡む問題で複雑性を帯びている問題でもあった。ことに一五四頁以下。なお、

〔IV ヒルデスハイム司教コンラート（二世）の領国形成政策（一二二—一二四六年）〕八一頁以下も併せて参照。

(10) リュシェール、前掲一八一—二頁〔領主、地主としての司教〕。また三三二頁以下〔絶え間ない戦争状態〕。

なお渡辺、前掲『フランス史I』二九三頁以下。「フランスでの教会領の占有率は、南フランスでは一〇パーセント以下と低位であったが、北フランスでは一五—三〇パーセントに達したと推定される。また、フランス王国内の教会領の年間総収益はフランス王権の年間総支出額に相当する二五〇万リーヴルに達した」と指摘している。

(11) リュシェール、前掲一八二頁。

(12) マルタン、前掲三二—三頁〔一五六項 王の義務と権利。初期カペ家の弱体性〕。

(13) フランスの場合、マルタン、前掲七二二頁、七二三頁〔三六〇項 裁判権を巡る抗争。ヴァンセヌの集会〕参照。

(e) イギリスの特殊性

イギリスの場合には、ノルマンディ公ウィリアムの政策により、大陸と異なった封建諸侯政策が打ち出されたことと、⁽¹⁾その後の王権と在地領主との抗争過程の中で、シェリフと国王裁判所の優位により、大陸の如き大領主制の成立しなかったところにその特殊性があった。⁽²⁾但し、世俗の領主裁判所（または荘園裁判所）については、後述の世俗裁判権の箇所⁽³⁾で取り上げたい。ここでは、教会領主裁判所⁽³⁾についてのみ瞥見することにする。

まず外国との対比をしたミッターイスリーベリッヒは、「イギリスの国王は、官治行政と貴族の土地保有権とを分離し、（官吏たる）シェリフsheriffの援助によってイムニテートをも統制することに成功した」と指摘する。このことは国王の裁治権が、地方領主権のみならず教会領主領に対しても、大陸より強かったことを示唆するものといえよう。⁽⁴⁾

しかし、イギリスにおいて、聖俗裁判権の競合の見地から教会領主裁判権の問題を取り上げた研究業績にはなかなか

接しえなかった。そこで、より一般的な国制研究の業績の中から、当面の課題に関わるものを摘出して、イギリスの特殊性にいささかでも触れればと考えた。

ところで、国制レベルで、イギリスにおける司教領と国王裁判所の関係を研究したわが国のものの中では、赤沢計真のダラム司教領の研究が参考になった。⁽⁵⁾そこで本項の目的のために、赤沢の研究成果を利用させてもらうことにした。

① まずイギリスは、原則として、国王の権力が強く、大陸のように司教領主領への包括的な領域不入権は認められなかったが、個別特権としての不入権は認められ、⁽⁶⁾例外として、例えば、ダラム司教領の如く高度の不入権が主張されたところもある。⁽⁷⁾

② ただその場合にも、留意すべきこととして、パラティン（特権）伯でもあるダラム司教の下にある司教領の特権は、赤沢によれば、一三世紀末に完成するが、⁽⁸⁾基本的には、アングロ・サクソン王国時代のノーザンブリア王国権力の持つ地域割拠的性格にその権原を発しているという歴史的特殊性も考慮せねばならない⁽⁹⁾という。かかる事情の背景に加えてさらに、ダラム領が、スコットランドとの境にあるという特殊な地理的条件も考慮せねばならない。それはエドワード一世の際のスコットランドとの紛争の時、優れてこの特権の問題が顕在化してくることに関連している。

③ この特権の存在の有無の問題は、具体的には、「ダラム司教は、自己がダラム特権領の最高主権の領有者である」と主張し、国王が特権領内の貴族と直接的に関わることを認めないということをめぐる問題でもあった。⁽¹⁰⁾

④ これに対し国王の見解は、「ダラム特権領の最高主権そのものが国王大権からの分与と委託に基づくものであって、最終的には国王のレガリアに属する」という「王権授与理論」に依拠していた。それは「他の貴族の領主権と同質の範疇に属する」ものと主張することになる。⁽¹¹⁾

⑤ この問題は、エドワード一世時代には、ダラム司教領の王権の優越性が形式的には認められはしたが、司教は封

建所領の経営と領主裁判権は引き続き掌握しており、結局一三〇七年エドワード二世の時、国王が司教から没収していた司教領のレガリア特権を司教の手に回復させることになった。それはエドワード二世の対スコットランド政策上におけるダラムの戦略基地としての評価が、エドワード一世の時と異なったものになったという全く政治的判断によるものであったといわれている⁽¹²⁾。

これらの事例だけからイギリスの場合、一般論を展開するわけにはいかぬが、ダラム司教領は特殊な地位にあったようであり〔注(6)の記述参照〕、概して大陸に比し、王の権力が教会領主権力に対しより強力であったろうと推測されうる。

(1) 拙稿、前掲四卷二号七二頁以下、とくに七七頁以下。

(2) イギリスの場合はまた特殊であるといえよう。拙稿、前掲四卷二号九七頁(イギリスの特殊性)。カネヘムのヘンリー二世治世時代の変化についての指摘の一つとして、「土地に対する一定の型の訴訟(それは封建的訴訟のことであった)を全王国を対象に第一審として解決しうる管轄権を有する一群の国王裁判所の創設」したことを挙げている。

なおヘンリー二世の時の国王裁判所の優越性の確保が偶然的契機によるものであったことについて、拙稿、前掲五卷二号二四四頁。領主制と封建制の絡みについては、土地所有関係の考察が不可避になるが、その点、イギリスの近代法における土地所有との関係で包括的に考察したのが、戒能通厚、『イギリス土地所有権法研究』、岩波書店、一九八〇年、とくに「I イギリス封建制の崩壊と土地法の構造」〔一 イギリス封建的土地法の諸特徴〕五三頁以下であるが、この点については、後に考察する箇所で言及することとして、ここでは当面の課題に必要な限り、その示唆からえた点を参照したいと思う。

(3) Holdsworth, *HEL*, op.cit., vol. 1, pp. 19~20, 24et seq., 176 et seq.

(4) ミッタイスリーベリッヒ、前掲三三三六頁。

なお教会側からかかる世俗権力との競合を避ける手段を常に企図していたようである。レッカイ、前掲〔『シトー会修道院』三七一頁。

「シトー会士たちは、封建制や荘園制に巻き込まれないよう決意していたので、圧倒的多数の寄贈が『自由寄進土地保有』、つまり、

権威と「理性」と法(九)

税や財政的ないし軍事的義務の負担を免除し、拘束のない贈与として与えられた。しかしながら、このような保証にもかかわらず、多くの寄贈者はあれこれ補償を期待していたが、それは修道士の祈禱を願う通常の要請をはるかに超えていたことも同様にあきらかである。」

- (5) 赤沢、前掲二八五頁以下。「第四編 特権領域と中世王権」〔第一章 イングランド封建国家における特権領域の構造〕の項参照。
なお特権領域の分析は、赤沢、前掲二八五頁以下。さらに同章の「IV ダラム司教領の構造」ならびに「第二章 一三世紀末期・ダラム司教領の構造」、「第三章 ダラム司教領における領主権の構成——一三世紀末期、ダラム・パラティン伯領の領主裁判組織——」、「第四章 ダラム司教領における権原開示訴訟——二九三——一三〇七年のダラム・パラティン伯領」において、とくに分析している。

(6) ここで用語に対する赤沢の注記が有用なので紹介しておく。すなわち、「『特権領域』を意味する用語として、仮り訳語をそれぞれに当てるならば、『自由領』liberty, libertas『禁制権領域』ban lieu『授与領』franchise『官職領』honour, honor『貴族領』barony『パラティネット領』palatinate『パラティン伯領』palatine earldom『不入権』immunity『私領』honour, honor『私領』private hundred『私領州』private shire等を指摘することができる」という。二九四—五頁。

ダラム領の編入による国家的統一については、Holdsworth, *HEL, op. cit.*, vol.4, pp. 37—8. ダラム(パラティン)領の裁判が国王名で実施されるに至ったのは、一五三六年のヘンリー八世治世二七年法律第二四号によってである。なお、Holdsworth, *op. cit.*, pp. 112—3. 本箇所は、パラティン領の特権について記述する中で、ダラム領に言及するものである。

- (6) 赤沢、前掲二九三頁以下、「第四編 特権領域と中世王権」〔第一章 イングランド封建国家における特権領域の構造〕〔II 特権領域の存在形態〕の項参照。

なお、赤沢が、「地域慣行としての領域的不入権」について触れているところを紹介すると、以下の如く、摘示している。

赤沢は、大特権領域の地域慣行に触れ、かかる地域とは、「チェスター伯領、ダラム司教領のごときパラティン伯領(パラティネット)、これに準ずる大宗教領として、ベリ・セント・エドマンズ修道院領、イーリー修道院領、ピーターバラ修道院領、及びウェールズ辺境伯領等において実効性をもった特権である。それらの特権の核心をなすものは、コモン・ロウ裁判所の管轄権限からの通常的な免除、及び司法手続における特殊性である。後者は、国王の裁判官は、領主の同意を欠くかぎり、領内に立入ることはできず、国王令状も適用されず、誤審令状(writ of error)、事件移送令状(writ of certiorari)は発給されることがない。領主に対する令状をシェリフが国王から受領したばあい、シェリフは、この令状を特権領域のベイリフに手交し、ベイリフがこの命令を執行する。」「領主あるいは領主のベイリフが義務不履行で有罪とされたとき、第二令状が『特権領域なるがゆえをもつての免除をなすべからず』(Non omittas propter libertatem)という文面をもって交付せられたとき、はじめてシェリフが特権領域に立入ることが正当化され

る。」

「こうしたシェリフに対する不入権は、大特権領のみに限定されたものではなく、バンリュウ(Banlieu)・リュウガータ(Lengata)・ロウイ(Lowy)等、『禁制国領域』と称せられる裁判権施行領域から成る修道院領、あるいは教会領にみられる特権的所領について、不入権がみられる例がある。イースト・アングリアのベリ・セント・アドマンズ修道院領では、修道院が特権領主として裁判権を全面的に行使し、コモン・ロウの役人を排除し得る所領をふくんでいた。これらの特権領域が、かならずしもそれを排除できない異質所領とともに、複合体として同修道院領の総体を構成している。このように、同一領主による所領であっても、その成立の経緯や、伝領の系譜により、修道院領に帰属するにいたった事情には個別所領ごとに異質の条件があった。それぞれの条件の差に従って、不入権の有無、強弱に差異がしょうじているのである。」赤沢、前掲、五四頁以下。

(7) 赤沢、前掲三〇一頁以下。ダラム司教領の強力な不入権に比較しうるものはイングランドでは、チェスター州(チェシャー)の不入権領であったが、それも、一三世紀初めには王領に帰属するところになったという。三四三頁。

(8) 赤沢、前掲三八三頁注(13)。パラティン伯とは、ライン地方を支配した領主(count palatine)〔ローマ時代の近衛兵に由来する〕から、軍事的からドイツ、イギリスにおいて、辺境防備などのため国王並みの特権を付与されたもの。イギリスでは、チェスター、ダラム、ランカスター等がその所領として挙げられる。

(9) 赤沢、前掲三一三頁。

(10) 赤沢、前掲三七三頁以下。

(11) 赤沢、前掲三七五頁。

(12) 赤沢、前掲三八一頁。

(3) 土地保有権をめぐる新しい関係の発生

しかし、一二・一三世紀にもなると、封主・領主と受封者・土地保有者の関係自体にも、いろいろと従来とは異なった形態の関係が生れてくる。そこで、その点をここで補足しておきたい。

(a) 土地保有の新しい仕組—買戻し条件付売買の場合

これまで世俗権力の支配する土地を教会関係に寄贈することより、また、それを還俗化することにより、さらにそれを封として授封することより生じる複雑化された土地保有関係について、さらに複雑化させるその他の契機が生起して

きた。

いまその一つを紹介すれば、十字軍従軍のための資金作りと、土地管理者不在という事態のために、土地を、「買い戻し権付きの売渡」方式によって、教会とくに修道院に託する事例が生じてきた。ここでは、十字軍という偶然的契機と、ある程度の貨幣経済の発達が前提となっている。そこでは、後の担保形式の一つと数えられる売渡担保、あるいは、モーギッジ mortgage に連なるような形態をすでにここに見出しうるであろう。⁽²⁾しかし、当面の課題である聖俗裁判競合の問題との絡みで、このような法的状況がいかに扱われたかという点までは把握していないので、問題の所在の指摘だけに止めておきたい。

(b) 封建的負担償却と土地保有

つぎに一二・三世紀になると貨幣経済の余波が領主の土地保有関係にまで及んでくる。その点に関し、とくに教会の封建的負担消却と定期的年金の発生に注目しておきたい。ことにこのような変化は、将来、封の自由保有地化への過程の地馴らしとなり、また教会の土地保有に対する世俗権力の立法的制約の対象化という問題にもなってくるからである。少しく敷衍すれば、先にも触れた如く、一二世紀末から封制度に変化が生じ、ジェラルルの摘示した如く、「代償としての奉仕をとまなわなない封である自由人封（フランク・フィエフ）が発展していく一方で、ブルジョワたち〔拙注、市民〕でさえ、軍事的義務を免除されつつそれを獲得することができるようになる。」⁽³⁾そして「また、ますます貢租地（サンシーヴ）に似てくる封土」も生じ、「ブルジョワの封が発展」してくるといわれている。

渡辺節夫は、この点をさらに敷衍して次の如く述べる。すなわち、「一一、一二世紀の慣習法の規定では封臣による封の譲渡は禁止されていた。しかし、封臣の封領有権の強化に対応して、彼の意志にもとづく封処分（贈与、売却、抵当化）がおこなわれるようになる。これは人的紐帯と物的紐帯の連関の稀薄化、レーン制的主従関係の弛緩を示すもの

であるが、それには一二世紀後半以降の貨幣經濟の浸透が大きく作用している。「封臣の意志にしたがって処分しうる封は自由封とよばれるが、その処分には封主の同意と承認が必要とされた。封主は封の取り引きに介入し、通常、売却額の五分の一程度の移転税を徴収した。封主は購入者をあらたな封臣として認めるか、重要な封の場合には封買戻し権（ルトレ・フェオダル）を行使した」という。⁽⁴⁾

ところで購入者が教会の場合にはどのようなようになるのであろうか。ここで本項の課題との接点が発生する。

渡辺は、続いて次の如く指摘する。「購入者が教会の場合には封主は教会にたいし一種の取得税を課した。」「この税はマンモルト（権利の消滅の意）とよばれるように、旧封主がその封の上級支配権を放棄したことを意味した。また、旧封主が地代取得化する場合もあるが、封主としての資格を放棄した点では同じである。また、自由封の普及は上層都市市民層による封土取得を容易にし、彼らの階層的上昇をもたらした」という。⁽⁵⁾

そこで、ここで、先に言及したこの「負担消却」についてさらに一言触れておきたい。⁽⁶⁾ 即ちそれは封主の封の上級支配権と貢租の收受権の喪失と、その代わりにの定額賃租（あるいは地代）の收受化を意味することになるからである。なお地代化については次の項目で取り上げることにして、ここでは「負担消却」についてのみまず触れることにしたい。

領主とその受封者の関係は、教会が領主の場合であると否とに拘わらず世俗の領主関係の場合と同一であったが、唯一教会の場合の特殊性をもたらすものとして、「死手」の概念に関わる問題があることにはすでに触れた。この関係に對しイギリスで制定法の制約が企てられたことについてもすでに言及した。⁽⁷⁾ しかもそれが教会領主と借地者の関係を複雑化してきたといわれている。⁽⁸⁾

そもそも貨幣經濟の發達が、この「負担消却」の仕組を広く普及させ出したことはよく指摘されるところである。もつとも「負担消却」は、封に関わる問題で世俗法関係の問題であるが、「負担消却」を受けて、自由保有地化した場合

あるいは年金收受機構に土地保有関係が変容した場合に、当面の課題にかかわる領主と借地者の関係にどのような裁判管轄上の変化が生じるのか、あるいは、生じないのかという問題が実は関わってくるのである。尤もこの点の具体的考察まではとても力がおよばないし、⁽⁹⁾本稿の課題から言えば必要不可欠の課題であるとはいえない。しかし、土地所有の関係が聖俗裁判の二元論で割り切れぬ境界領域がいかに多いかという例証としては、かかる問題もその例証の一つとして挙げうるのではないかと思う。

ただ負担消却といっても、地域によってかなり異なることは当然推測される。それは、世俗権力、ことに王権の力の違いが影響するものといえよう。マルタンは、フランスについて、「フランスでは、一三世紀には未だ、封建的負担消却は、教会財産の伸長を世俗社会の一般的な利益のために制限することを、直接的に目的としていたようには思われな⁽¹⁰⁾い」とし、「このような配慮は、この時代には、低地諸地方の若干の都市に、それも、特殊な諸理由で出現したに過ぎない」という。前述のイギリスの死手法制定等に比し、はるかに遅れていたと言えよう。

(c) 定額賃租と領主裁判権

(i) はしがき

前述の如く「封建的負担消却」は、封関係を形式的には維持したが、やがてそれも形骸化し次第に賃租地と同質化していったと言われている。⁽¹¹⁾尤も一三世紀には未だそこまでは進んでいなかったが、長い眼で見るとかかる性格をもつものであった。だが他方、この時期に賃租地化自体も進化してきている。この問題は、言うまでもなく、農業技術と農業経済の発達を契機とする社会構造の変化、ひいては領主制の弛緩といわれるものに結びつく。⁽¹²⁾ただ本項での問題としては、かかる過渡的過程において、賃租者の主体性がどこまで許容されてきていたのか？その立場はどこまで法的に保障されていたのか？ことにその裁判権は誰がもっていたのか？賃租地保有の条件維持のための訴訟手続はどのようになっ

てきたであろうか?といった問題が提起されてくるであろう。もとより地域地域によって異なることを前提にしてであるが、大きな流れの中でこの問題を検討しておかねばならぬと考えた。

しかし、その多様な形態をとる状況の中にあつて、原則として、領主 \parallel 耕作農民の關係の下における耕作農民は、国王裁判所での法的保証はないといわれてきた。だが、ここで注目せねばならぬのは、耕作農民の賃租化等の傾向とともに、世俗裁判所の中央集権化が進むところでは、国王対領主との關係から次第に耕作農民の法的地位が容認されてくることである。尤も地域差のあることはいうまでもない。そこで、領主 \parallel 教会を考へる場合に、この状況を前提に、この問題がどのように展開されてくるかという疑念が生じてきた。

ただ教会等の所有地を農民に貸与する場合は、「封」(国王 \parallel 封臣關係)を設定する場合と異なつた關係を呈してくる。それは、教会の所有地は自由保有地となる場合が多く、⁽¹³⁾また世俗の封設定の場合より、金納化の時代にも賦役地代制を採ることも多く、⁽¹⁴⁾ここでいう定額賃租形態を取る場合よりかかる賦役形態をとることの方が顕著な地方もあつたといわれている。したがつて、教会 \parallel 領主 \parallel 領民(土地耕作者)の關係は、その裁判管轄問題を含め、特殊的に教会關係の問題として考察する必要性が生じるであろう。しかし、この問題を包括的に取り扱つた文献に接する機会が少なかつたので、ここでは、「賃租地」關係一般の考察から若干の史料をえて、問題提起に関する些かの指摘をする程度に止めたいと考へた。

(ii) 賃租地の語義と変容

まずこの問題を取り扱う場合に、ここで賃租地といつてゐるのは、フランスでサンシーヴ(賃租地) *censive* と称せられてゐるものであることを断つておかねばならない。⁽¹⁵⁾ドイツ語では貢租のことを *Zins* [利子、貢租、地代の意] といひ、貢租負担農民のことを *Zinsbauer*、貢租負担地を *Zinsgut*、*Zinsland* (中世初期の *precaria* と同義語として用

い、小作地の訳がついている」というのはラテン語に由来し、フランスのサンス *cens* と同根の語であるといえよう。⁽¹⁶⁾ しかし、それに相応する言葉を、イギリスで探すとすると、適切な言葉を見出しえないように思われる。⁽¹⁷⁾ 尤も *cense* という語を中世イギリスにおいて使用した事例はある。

そこでフランスのサンスに相応する実態がイギリスにもあるか否かを考えてみねばならぬので、それを表現する語義の問題から言及しておきたい。尤もあえてこの問題に触れるのは、単に語義だけの問題意識からではない。そこに地域的特殊性という実体的問題が絡んでいると思われるからでもある。

そこで迂遠ではあるが、この言葉に対するわが国の訳語の問題から言及し、この問題に対する私の若干の問題意識を述べておきたいと思う。

塙は、サンシーヴを賃租地と訳したが、その基になった賃租（サンス）を貢租と訳するものもあり、また、一定の条件の下における地代と訳すものもある。しかし、貢租という概念を使用する者も、その内容は訳者によって異なる。たとえば、貢租を賦課租（*Redevances*）の意味に捉えて、中世の広い意味での租税と解するものもおれば、⁽¹⁸⁾ 貢租をここで扱おうとする狭い意味〔サンスの意〕で捉えるものもある。ただこれらの捉え方は、いずれも、今日的な眼から見れば、租税関係から、あるいは、広く支配 \parallel 服従関係、または、支配 \parallel 保護関係から、土地耕作者の支払う給付を「貢租」として捉えるものといえる。これに対し、経済史学者の立場から、そして、今日の地代論の前史的検討の見地から、このサンスを捉えようとするものは「地代」概念を好んで用いているものようである。⁽¹⁹⁾

ただ貢租と地代の訳語の違いは、単なる訳語の好みの問題ではないように思われる。この事象を近代社会との関連で認識するとき、耕作農民が同一人物（領主）に支払う点においては、貢租として支払うと地代として支払うと、一見同義性をもつもののように思われるが、しかし、異なった要素がそこに内包されていることを見落としえぬように思われ

る。すなわち、地代は、所有に対するものであり、その意味では、今日でいう「私」的關係を要素として内包していたものといえるし、これに対し貢租は領主による無償の徴発であり、その見返りは、保護等の一般的便益ということになる。どちらかといえば、今日的意味の「公」の貢租あるいは租税の要素を潜在的に秘めていたものといえることができる。⁽²⁰⁾ ある意味で、この時期に公私の分岐点となる支配と所有という違った要素が、この一つの事象の中に萌芽的に潜在していたと捉えうるのではないかという問題意識をもっている。そしてその分岐過程こそが、後にそれぞれの地域の公私の関係を規定する一つの要素になってくるのではないかと思っている。

そこでまず、フランスで用いられたサンシーヴの語義について見るに、この言葉は、「耕作者に、通常は一般自由人的な貢租または奉仕の負担を条件に、譲与される、一般自由人保有地」を指すといわれている。⁽²¹⁾ 即ち、「自由人」保有である点に特徴がある。

マルタンによれば、「サンシーヴなる表現は、古い時代には、殆ど拡がっていない」という。「一般自由人保有地は、地方によって甚だ変化に富む名称を持つ」ており、「自由農民保有地 (ヴィルナージュ villenage = vilenage = Vlainage)」なる名称は最も普及していたが、「フィエフ (封)」なる語が貴族保有地に限定されないうまでであった諸地方では、『自由農民封』または『一般自由人封』なる名称も見受けられ⁽²²⁾ たという。

ところでサンシーヴという言葉は、サンス cens に関わる言葉であり、サンスはいうまでもなくローマ時代の census、即ち、課税のために定期的に行なわれた戸口調査を指した概念であった。今日でも国勢調査などをセンサスというが、同根語である。しかし、他方課税に関わる場所から、このサンスに定額地租 (定率地代) 等の訳をつけて把握する場合も生じてくる。⁽²³⁾ その用法は現在でも、カナダのフランス語州では用いられている。⁽²⁴⁾ ここでとりあげている賃租地のサンシーヴの語が、この定額地租を負担する土地を指していることはいうまでもない。

しかし、先に問題提起したように、このフランスにおいて行なわれたサンシーヴ形態の土地保有は、はたしてイギリスに存在していたであろうか。あれ程ノルマン征服に伴い、イギリスに移植した封建制の普及とともに、フランス語の諸名称が残っているのにも拘わらず、この言葉の痕跡を発見することは、先にも触れた通り、若干の事例を除いて、私のでこれまでの探査では困難であった。

しかし、マルク・ブロックの『封建社会』には、次のような指摘がある。すなわち、「この『家士封(土)』がやがて農民サンス地に細分割されることになった。」「とりわけ経済的な諸原因によって誘発されたこの運動は、早くも一〇、一一世紀以来、イタリアにおいてもフランスやロタンギアにおいても始まつたらしく、少しおくれでライン河彼岸のドイツに及び、さらに、もっと速度が遅く、また気紛れな後退曲線を描いて、領主制そのものの確立がそれほど古くなかったイングランドにも達した」と。⁽²⁵⁾したがって、家士封の直営地(直領地)が分割縮小され、フランスの農民サンス地と同様な傾向を辿ったという現象は普遍性を保持していたと指摘しているのが認められうる。

そしてブロックは、領主^{II}隷農の関係自体も、労働奉仕の停止、経済的自立生産者への決定的変容に伴い、領主自身のレント取得者への転化という進化が完全に達成されたところでは、「領主は人間的支配の紐帯を不可避的に少し緩めなければなら」なくなったという。そして「封土の歴史と同様に農村保有地の歴史は、要するに、勤務に基づく社会構造から地代の体制への移行の歴史であった」と指摘する⁽²⁶⁾(傍点筆者)。したがって、これらの社会的傾向はイギリスにおいても大きな眼で見れば同様の道を辿ったとみているように思われる。

ブロックのような図式が妥当するか否かを論じる資格は私にはないが、ブロックの指摘から示唆を受けるとするならば、サンスという言葉は、かなり地域的限定性をもっているが、同質の傾向がヨーロッパにおいて見い出されうるだろうということになる。そこで問題は、その名称ではなく、実体、すなわち、定額地租化の傾向の過程であるということ

になる。

尤も、イギリスに関しては、その地代論争のような困難極まる問題が山積しているので、一概にこのような断定をすることはできないかも知れぬ。有名なコスミンスキーとポスタンとの間に交された論争がこの問題にかかわっているものといえよう。⁽²⁷⁾これらの論争そのものに立ち入る資格は私にはない。しかし、そこでの両者の違いは、労働地代から地代（貢租）の金納化への契機を、時期的地域的变化の条件のもとで、どう捉えるかという実証性の問題であったといえよう。この論争では、若干の教会領あるいは修道院領の事例がとりあげられているが、主に労働地代からの金納化への問題と一三世紀における封建反動、すなわち、賦役強化にかかわる問題として取り上げられている。

わが国でも西欧社会の近代化過程の分析を逸早く手がけた研究者の一人である高橋幸八郎は、この過程の類型化について、「イギリスに於いての如く労働地代から貨幣地代への変則的推転をなす場合〔賦役の所謂金納化 (commutation)〕もあり、或は例えば西部ドイツ就中フランスに於いての如く労働地代から生産物地代への古典的推転を行う場合 [klassische Villikationsverfassung] かゝる reibe Grundherrschaft od. Rentengrundherrschaft への形態変化 (G・フオン・ブローウ)、或は grand propriétaire on exploitant direct かゝる rentier du sol の性格転換 (M・ブロック) 〔⁽²⁸⁾もありうる〕として、過渡的変遷過程の多様性を指摘していることも留意しておく必要がある。その意味では、イギリスがフランスと同じよう傾向を実体的に持つのではないかという指摘は、大局的に捉えた場合であるという断わりをしておかねばならないであろう。

(iii) 賃租地に対する領主裁判権 (教会裁判権を含む) と国王裁判権の問題⁽²⁹⁾

① 耕作農民の法的保障問題検討の前提——領主裁判所と国王裁判所 (上級裁判所) の管轄問題

そこで、本項の考察課題である聖俗裁判管轄の競合性とこの問題がどのように絡むのか、ことに先に問題を提起した

如く、土地保有に係わる後期中世の新しい問題として、この問題がどのような意味をもつのかという点に触れておかねばならない。

教会の土地所有と教会領の問題を取り上げるはじめにおいて、この「課題」について言及したとき、領主制についての三つの要素の存在を指摘し、その第三として領主裁判権にかかわる問題の存在を指摘した。しかも、本稿の課題からして、この第三の点に主として焦点を当てて瞥見してみたいとも述べた。そして、その場合の主要な論点は、国王裁判所と領主裁判所との関係であり、領地保有ということに関連して、何故領主裁判権、ことに司教の領主裁判権が、国王裁判所から「自立的」なものとして許容されてきたかという問題が検討されねばならぬし、そこにまた、ここに聖俗裁判権競合の問題が生じると摘示した。

そしてさらに、中世後期の新しい領主と耕作農民との関係に関し、「定額賃租と領主裁判権」の「はしがき」の中で、賃租化の進化過程において、国王裁判所において賃租者の主体性がどこまで許容されていたのか？その立場はどこまで法的に保障されていたのか？そしてその裁判権は具体的には誰がもったのか？賃租地保有の条件維持のための訴訟手続はどのようなになっていたのであろうか？といった問題が提起されてくるであろうと述べ、それはもとより地域地域によって異なることを前提としながらも、大きな流れの中でこの問題を検討しておかねばならぬと考えたという指摘をした。そこで、この問題について簡単に触れておきたい。

そもそも賃租地そのものに争いのあるときは、「世俗裁判所」であるというのが原則であった。⁽³⁰⁾しかし領主が聖職者である場合の特殊性は、この原則によっては割り切れない要素も含まれている。それがここでの課題になる。そこでまず領主裁判所の概略把握からアプローチしてみたい。もとよりここで取り上げるのは、土地保有関係の問題に係わる場合である。

領主裁判権は古くから存在するが、その機構は、慣習の中において行われ、今日の「裁判所」概念で捉えうるようなものでなかったらしい。⁽³¹⁾後期中世においても、今日の眼から見れば管轄別の裁判として処理されうるものも、諸種の問題が混淆状態で処理されていたらしい。⁽³²⁾あえてそれを分類すれば、対受封者裁判権、直領地裁判権または対農民裁判権、ならびに、特権的裁判権あるいは刑事裁判権が存在していたという指摘がある。⁽³³⁾ここで取り上げるのは、ことに第二の直領地裁判権または対農民裁判権の問題である。しかし、荘園で行われた裁判は荘園ごとに異なった慣習に支配されていたという。⁽³⁴⁾

② 耕作農民の裁判所における地位

しかし、耕作農民の裁判所における地位を明らかにする記録というものは少ない。この点、コーイングの指摘によれば、少なくともドイツに関しては、一一世紀からでた判告書 (Weistümer) がある程度その地位を知らせてくれるという。⁽³⁵⁾「判告書は、元来、グルントヘルシャフトの権利を隣人に対する関係において確定するためのものであった」らしい。「その後、農民のもろもろの法関係、すなわちグルントヘルシャフトとの関係におけるかれらの権利義務、また共同の入会地 (マルク) 「アルメンデ」の利用や村の行政におけるかれらの権利義務を確定することに重きがおかれるようになった」し、境界の確定や境界石の保護、相隣権や通行権に関する規則、泉とか井戸を清浄に保つことや、村で牧夫を雇うことに関する規定、さらにはグルントヘルシャフトによる種畜飼育についての規定まで、判告書の中に見出され」という。ただこのように判告書には行政を含んだ広汎な裁判権の行使ともいべきものが含まれているが、コーイングによれば、「農民の法的関係の形成」については、「たとえば貸与地を譲渡する権利、立ち去る権利、結婚する権利などについても、土地の保有権の性質についても、いろいろの段階が存在し」、多様な形態での関係が示されているという。

ただし、ドイツの場合に留意せねばならぬことは、一二・三世紀を画期として、古典的グルントヘルシャフトが変質し、直営地の農民への貸出と、それに対応しての直営地の耕作賦役が現物の貢租〔生産物地代〕ないし貨幣地代へ切り替わったということである。これを歴史家はヴィリカツィオン Villikation と呼んでいる⁽³⁶⁾。これに伴い、荘園領主の地位の低下をきたし、対耕作農民の支配手段として重要な機能を営んだ裁判権は次第に上級領主の手に吸収され、純粹の「土地領主」に転化したといわれている⁽³⁷⁾。いわば、土地所有に関し、私的土地所有と公的支配の分離現象が見い出されはじめたのが、この一二・三世紀であったといわれている。しかし、その転化過程も一様ではなく、領主が、国王あるいは領封君主か、教会か修道院か、小領主かミニステリアールスか等によって異なるということも留意しておかねばならない⁽³⁸⁾。

概括的には、レゼーナは、「農民の社会・法関係は荘園内部でいちじるしく同一化し、旧来の不自由の多様な区分にかわり、比較的統一性があり、それ自身の内部で分化した農民身分が生じた」、「荘園法の枠内で、荘園はその領域内にいたさまざまな農民諸集団の同一化と均等化の強い力をもった」、「古い様式の不自由民はいまや大部分が独立農民保有地を経営し、土地隷属農民に上昇して、領主への従属におちいつたかつての自由農民とほとんど違わなくなった。さまざまな権利と義務をもつこれら荘園内の社会諸集団は、しだいに隷属的農民層へと一体化したが、それと同時に古代および民族移動期から受け継がれていた奴隷制は消滅した」と摘示している⁽³⁹⁾（傍点筆者）。

もつとも、フランスでは一三世紀頃からコミュニオンが村落に形成されだす。渡辺節夫の研究によれば、それ以前の、「一二世紀中葉以前の段階では、彼ら村の名士たちのひとりに権限が委譲され、軽罪、低次の民事的係争が処理されたが、係争が重大化した場合には領主の『長椅子（ペロン）』（法廷）に調整がゆだねられ」ていた。また「共同体成員の村落の管理行政への参加、代表者の選出、共同体のための租税徴収権が明確かつ組織的なたちであらわれるのは一二

世紀後半である」という。「それは彼らの共同体の一体性の高揚、村落共同体の成熟（一一六〇—一二三〇年）を反映しているが、とくに重要なのは、いわゆる『慣習の特許録（ルコール・ド・クテューム）』『免除特権証書』の取得であ」ったという。「この段階になると、農民的参審人たるエシュヴァン（echevins）、⁽⁴⁰⁾ジュール（jures）が領主の代官（プレヴォ）と共同で管理するかたちが一般化し、両者で構成する常設の裁判法廷（プレ）が開催されるようになる。「多くの面で領主の代表（メール・プレヴォ）が主導権をにぎるが、農民の管理権への参加が制度的に確立したことはまちがいない」と摘示する。⁽⁴⁰⁾

これに対し、イギリスでは、賦役から金納化がすでに一二世紀に見られたのみならず、この社会的変化と相まって、国王の領主への干渉も進展し、国王の裁判所へ耕作農民が直接訴えを提起する事例も一三世紀には見い出されるとい⁽⁴¹⁾う。尤もホールズワースが指摘するように、「これらのいろいろの人のクラスの地位は彼らの土地の権利に照らして画定される」、「われわれは、国王裁判所の概括化の背後に立入り、その土地保有条件と、マナーにおける彼の働きと訴訟提起のような現実の生活を眺めないと、隷農の地位を明瞭には理解できないことを知るであろう」⁽⁴²⁾。しかし、かかる作業を具体的に遂行する力は私にはない。そこで本稿では、概括的に指摘する以外にない。

そこで問題の要点だけ先に述べておこう。すなわち、耕作農民に対して領主が権限を有しているときに、究極の判断権者は誰なのか、領主において最終的になるのか？ 国王にまで上訴しうるのか？ あるいは、それが教会領である場合に、司教からの上訴に対し教皇が関与することがあるのかということがこの問題である。

イギリスの耕作農民の土地保有にかかわる裁判上の地位を瞥見するためには、国王の中央の裁判所が係わる以外にも、後に地方裁判所と概括化されたものが係わる場合が多々あったが、⁽⁴³⁾ここで主に関係してくるのは、教会領主裁判権に係わる荘園裁判所 manorial court の場合である。⁽⁴⁴⁾

だが荘園の中で生活している耕作の農民にもいろいろの身分のものが存在する。とくにここで重視されねばならないのは自由農民と不自由農民の区別である。それは基本的に一二・一三世紀のイギリスにおいても保持されたといわれている⁽⁴⁵⁾。そして、不自由農民と領主との間の合意は国王の裁判所では強行されなかったというのが基本である。しかし、一四世紀初頭の司教領主領は、正式の農奴解放 emancipation なしに、事実上の合意の尊重されるものとしての書面による金納の土地貸与がなされた例が見出されうるともいわれている⁽⁴⁶⁾。

もとより領主と耕作農民の間の関係と、それを国王の裁判所が保護するか否かは次元の異なる問題であり、国王が領主に干渉しうるか否かは、両者の間の力関係に依存することはいうまでもない。しかし、定額賃租あるいは貨幣地代の場合には、その合意内容が領主と耕作農民間で、領主の恣意性を排除しうる合意になってきているので、その違反について、耕作農民が、国王の力の強いところでは、その裁判へ訴え出る機会が生じやすかったことも肯定しうる。イギリスの場合、通常、その過程は一四世紀から一般化したといわれている⁽⁴⁷⁾。

尤も、この点、前述の賦役から貨幣地代への金納化は、すでに一二世紀にみられたが、反って一三世紀には封建反動で賦役化がみられたということと、国王の裁判所への訴えの事例が既に一三世紀にも見い出され始めるという指摘とどう係わるのであろうか、という疑問が生ずるのである⁽⁴⁸⁾。

その点は、注でも指摘した如く⁽⁴⁹⁾、地域性あるいはそこでの耕作農民の態様、さらに領主の種類等の諸要素を加味した上での判断でなければならず、また荘園領域と非荘園制領域での相違も存在し、普遍化してくるのは、原因はともあれ、一四世紀中葉の黒死病、あるいは、百年戦争の時期を媒介にしてであると考えている。そして、また世俗の国王の裁判所の整備、法曹の充実、識字力の向上等の要素を考慮すると、一三世紀における国王の裁判所のこの法領域への干渉は、徐々に始まった段階であったと見る方がよいように思われる。この点は、なお後述の「世俗裁判権」の確立のイギリス

における特殊性考察の箇所を再びとりあげたい〔本章第二款二参照〕。

ここでの課題は、教会領主裁判所と国王ないし上級裁判所との関係である。但し、ここで一概に「教会領主裁判所」と称したが、よく典型例のごとく引用されるラムジイ修道院の例とダラム司教領では、かなりその性格を異にしている点も留意しておくことが必要かもしれない。ことにダラム司教領は、前述の如く、特権領であり、またスコットランドに対する軍事目的からの特権の賦与という要素が顕著であったといえる⁽⁵⁰⁾。

では、これらの教会領主裁判所の特権と国王ないし上級裁判所との関係はどのように関係づけられていたのであろうか？赤沢はダラム等の特権司教領について言及しているが、「それらの特権の核心をなすものは、コモン・ロウ裁判所の管轄権限からの通常の免除、及び司法手続における特殊性である」といっている。この点は、先に「不入権」を取り扱った際に、すでに私も触れた。その核心は、領主裁判所に関して、この特権が、誤審令状、移送令状を発給せしめえないという点にあった。一般的には、もし、領主に対する令状が国王からシェリフに発せられたときには、シェリフは、この令状を特権領のベイリフに渡し、ベイリフがこの命令を執行する。しかし、領主あるいはそのベイリフが義務不履行で有罪とされたとき、第二の令状、すなわち、「特権領なるがゆえをもって免除するべからず」という文面をもって交付されたとき、はじめてシェリフが特権領に立入ることができた⁽⁵¹⁾と赤沢はいう。しかし、かかる仕組は必ずしも普遍性をもたず、修道院が特権領主として裁判権を全面的に行使し、コモン・ロウの役人を排除しうる所領もあったという。また同一領主のもとにあっても、個別所領ごとに国王との関係が異なる場合もあったという⁽⁵²⁾。ことに司教領主領内の私的裁判権の行使に關しては然りであるといわれている。

ただ推論的にいえば、イギリスでは、過渡的過程にあって普遍的言及はなしえないにせよ、フランス、ドイツに比し、

なお国王の権力は、この領域に介入しうる余地をもちうる程大きかったと摘示しうるように思われる。だが、その耕作農民、ことに不自由農民の訴権容認まで至ったか否かは不明であるとともに、あったとしても、未だ偶然的要素に依拠してのことと推測される。

(d) 外国人保有の聖職禄と土地保有問題

スワンソンは、一五世紀のイギリスの教会体制に言及する際に、一二・一三世紀の状態を振り返りながら、「フランス人がある頻繁さでイギリスの司教区を占拠したところの、一二—一三世紀の移動司教職は長い過去のものになったのが認められる」と述べている。⁽⁵³⁾ この記述からも判るように、外国人の聖職禄保有という現象は、当時において、国内の世俗権力と教皇の裁治権との競合を引き起す可能性をはらんでいた。⁽⁵⁴⁾ そしてこの問題は、イギリス人の反感を呼び、一三五一年の「後継聖職者任命法 Statute of Provision」になった。⁽⁵⁵⁾

このことは、なお当時において、イギリスにおいても大陸からの切断がなされ、また、ローマ教会の傘下から離れる準備は、未だ整っておらず、国民国家の観点からすれば予想だにしない聖俗裁判管轄の競合関係が存在していたことを示す史料となるであろうということを、ここで一言付言しておきたい。

(1) 富沢、前掲『『イギリス中世文化史』一四七頁。「十字軍に出る領主の中には、自らの領主都市に特権を認めてその都市から資金を得た者もいた。」

(2) 富沢によれば、「人びとは出来るだけ土地を処分しないようにしていたが、中には土地を販売する者もいた。」「また当時は土地市場が盛んで買手が多く、売手が強かった」という。前掲一四九頁。しかし、「十字軍士は、出来れば土地販売を避けて、土地を抵当に入れて融資をうけたり、また貸付契約を結んで契約時に手付金のようなものを得ていた。」一五一頁。また買い戻し権つきの売渡方式のデンマークの例をレックアイは報告している。レックアイ、前掲『『シトー会修道院』三七三—四頁。

- (3) ジェラルド、前掲二九九―三〇二頁。拙稿、前掲六卷二六頁以下、とくに六四頁。
- (4) 渡辺、前掲『『フランス史1』所収』二七八―九頁。
- (5) 渡辺、前掲二七九頁。この点、拙稿でも、土地果実の收受と貢租義務との分離〔封建的負担消却〕、年金收受機構への変身―低額賃租化―地代化の問題について、前掲六卷二六頁注(13)、七九頁で言及している。
- (6) 拙稿、前掲六卷二七九―八〇頁参照。尤もここでは、「主君の同意」の点に力点をおいて触れた。なおマルタン、前掲二八〇頁以下〔一三四項 教会財産の増加を封建的負担消却〕、二八三頁〔一三五項 教会財産に対する俗人の蚕食〕参照。
フランス語の *amortissement* 「負担消却」は、イギリスでは *amortization* → *admortization* 「死手帰属―封建法のもとで、土地に関する権利を法人に帰属させ *mortmain* (死手) の状態にすること」→ *mortmain acts* (田中『英米法辞典』二九頁) になる。
- (7) 死手法については、拙稿、前掲六卷一五五頁、六一―三頁注(4)、(6)。また死手と主君の同意の必要性については、前掲六卷二七九頁参照。
- (8) Swanson, op. cit., pp. 238-9.
- (9) 渡辺節夫、前掲『『西欧中世社会経済史関係資料集』』七六一―七頁。この例は、世俗領主が慣習的諸貢租を放棄する例であるが、自由保有地化する場合は、この場合と同様、教会支配権の一元化になるであろう。しかし、年金收受機構へ変容〔―低額賃租化〕する場合は、この史料の中での、世俗領主の不公正の是正問題が教会領主の場合にも問題となりうる。いわば、「農民と教会領主の支配―服従関係」は、教会領主と世俗領主の両側面が、アットランダムに作働しうることになる。
- (10) マルタン、前掲七二七頁〔三六三項 教会財産。衛護および負担消却〕。「一三世紀末以来、王は、至高封主たるの資格において、彼の王国全土で、教会に与えられた財産についての、最終的に封建的な負担を消却する権利を、主張する。」このことは、一六世紀には確固として確立したものと認められるに至った。しかし現実には、教会が不動産取得そのものを制限されるのは、フランスでは、一八世紀になってからであるという。
- (11) 拙稿、前掲六卷二六頁、七六頁注(27)参照。そこでは、封の人的要素が実質的には後退し形式化し、封の授与という物的関係のための一形式的要件としてのみ存在意義を有するに至る。
- (12) Werner Rösener, *Die Bauern in der europäischen Geschichte*, 1993. ヴェルナー・レーゼナー、『農民のヨーロッパ』、藤田幸一郎訳、平凡社、一九九五年、七三頁以下。レーゼナーは、「中世盛期のヨーロッパの根本的変化は、とくに人口成長、農地開発および農業の飛躍との相互作用で都市制度が強力に展開し、それと結びつく分業的交通経済が重要性を獲得したことによってひきおこされた」という。八六頁。しかも、この農業の進歩の主原因を「三圃制」に求めていることは他の研究者と基本的に変わりがない。八四頁。

尤も、「都市的諸力と中世盛期の多種多様な変化過程は、領主制にも影響し、それまでヨーロッパ中心地域の農民生活を強く制約していた賦役制を崩壊させた」と指摘する一方、「この解体過程は長期間にわたり、地域事情によって異なった道筋をとった過程であった」ことを指摘している。そして、その過程の相違を大略、「フランスとイタリアの一部の地域では一〇・一一世紀に始まり、中部ヨーロッパではとくに一二世紀に強まり、そして一般には一三世紀に終わった」という。八九頁。

定租地との関係でいえば、レーゼナーの、次の指摘も紹介しておきたい。すなわち、「この過程の結果は領主制の廃止や完全な『農民解放』では決してなく、新しい領主支配構造と新しい形態の土地委託の形成だった。」「ヨーロッパ主要諸国で重要な相違があったので、さまざまなタイプの農業制度が形成されることになった。南ヨーロッパでは旧秩序の解体後人身の自由と私法契約にもとづく農業制度が、これに対して西および中部ヨーロッパでは主として地代経済の規定をうける領主制が成立した。」「農民的束縛形態の改変をとまらぬ東ヨーロッパにおける領主制の形成は中世後期、近世に属する」と言う。同前。ただし、この文章の中で「私法契約」といわれているものが、今日の「契約」概念と同質か否か、また、この指摘がどうイギリスに当てはまるのかという問題が残る。その点の実証性が課題として残っているように思われる。

(13) マルタン、前掲三八五頁（一九一項〈(1)自由地〉（世俗自由地と自由喜捨地））。

「自有地の大部分は、教会に属する。」「若干の地方、例えば、ノルマンディでは、教会自有地は、自由喜捨地と呼ばれる。」（拙注、拙稿、前掲六卷二七七八頁参照。）「一三世紀頃までは、教会に贈与される財産の大部分は、自動的に、自有地と成っていた。」「しかし、一三世紀以来、人も知るように教会が外力死滅の状態（アン・マンモルト）で取得することに同意せねばならぬ領主衆は、このようにして取得される保有地の完全な解放を、例外的にしか認めなく成っている。」（拙注、拙稿、前掲六卷二七九頁参照。）「つまり、保有地は、通常、封または賃租地なる呼称を保持する。このようにして、教会は、初期の制度の精神に反して、封または賃租地をもつに到るのである。」

(14) 中村勝己、前掲一四六頁。例えば、イギリスについては、「賦役が最も高い比重をしめたのはイングランド東部・中部の聖界領においてであったのに対し、イングランド北部・西部の世俗領の中小領においては貨幣地代が優越していた。前者は古典荘園、後者が非荘園的所領とよばれるものであり、後者こそ未発達であり、またそうであるがゆえにいち早く解体の途をたどった荘園であるといえよう。」

(15) サンシーヴについては拙稿、前掲六卷二七六四頁参照。ただサンシーヴを「賃租地」と訳したのは、稿訳に従ったままで、それが適訳かどうかは断言できない。「貢租地」という訳もある。ジェラルド、前掲二二頁以下。尤も、稿は、賃租地の説明の中で、貢租という語を使用するが、それは、ルドヴァーンズ redevance を指し、ジェラルドの池田訳では、ルドヴァーンズに「賦課租」の訳を付している。また山口俊夫、『概説フランス法上』一九頁では「貢納地」の訳が付されている。すなわち、「領主（のちに聖職者、

貴族)から平民に土地を譲与されたときには、それは貢納地となる。封土の場合と同様に、譲与者が上級所有権を留保し、譲受人が下級所有権を得る。譲与の対償として平民は《cens》と呼ばれる貢租、賦役等の義務を負う。《censive》の呼称はそこに由来する。censiveの譲渡は早くから認められたが、その際には『移転税』(droit de lods et ventes) (通常は売価の1/12)を領主に支払わねばならない。不動産の価格騰貴に伴って、この税は領主にとって非常によい財源であった」という。

またマルタンの埒訳では、「サーンス」に「定額賃租」の訳を付する場合もある。すなわち、「定額賃租なる名称を遂には取るに到った定額の賃租は、頗る屢々、貨幣形態での賃租である。」尤も貨幣の絶え間ない価値低落のために生産物地代形態を領主は好んだ場合もあるという。前掲二二五頁。また渡辺節夫は「定量地代」の訳を付している。渡辺、前掲『『フランス史』所収』三〇八頁。しかし、サーンス概念自体が、時代と地域によってその内容に変化をもたらしている。

(1)そもそも「賃租」の起源についてマルタンはつぎの如く述べている。九六頁以下〔四八項〕ゲルマン人の税制。蛮族とローマ租税〕の項参照。

①「フランク人は、少なくともこれが人間の上に課せられる限りは、直接税を支払うことを明白に拒否した。」「自由人は、慣習によって課せられる任意の贈物(ドン)しか認めえない。」「被征服者であったガロ・ローマ人は、原理上は反対しえなかったが、心穏かでない意思を表示した。」「しかしながら、メロヴィンガ家行政は、伝統的機構を維持しようと努めた。そして、その制度の精神に従って、定期的な再検討を行おうとさえ試みた。しかし、その仕事は力に余った。」「メロヴィンガ家行政は、技術上の諸々の困難と公然たる暴動に到る程の諸々の妨害運動に突き当たった。」「六世紀後半以来、課税の支払をささえるためには、派兵軍を組織する必要が生じる。」「メロヴィンガ家行政は、ローマ的な諸手段を断念せねばならなかった。」「九六頁。

②「課税は、伝統的に固定された数字に結晶した。」「そして、それは最早土地だけにしか割当てられない。なぜならば、課税対象たりうる他の諸要素は、不確定であり過ぎまたは流動的であり過ぎるからである。」「かくて、各所領は、固定額を負担する。そして、これには、サーンス『census』〔定期地租〕なる名称が与えられたが、この語は後期帝国には、各一五年ごとに行われる一般調査を意味するものであった。」「最早、課税対象たりうる諸要素の総体に課せられる直接税は存在しない。土地は、国家のために、以後固定したサーンスを負担し続ける」九六―七頁。

(2)これに対し、中世の賃租地概念の起源について、マルタンは三九八頁以下〔一九七項〕賃租地の起源と定義〕で次の如く触れる。

①「中世の賃租地の歴史的起源は複雑である。」「通常は、賃租地は、一般自由人に帰属している。」「しかし、聖職者や貴族も、一般自由人が封を取得するのと同じように、それを間もなく取得する。」「しかし、このことから生ずる不都合は、賃租人衆に課せられていた人間的役務が、次第に、貨幣での賦課に取って代られるという事実によって弱められていた。」

「賃租地は、封と同様に、保有地である。その所有権は、保有者または賃租人との間で分割される。」「出发点においては、両保有地は、かつてベネフィキウムとプレカリアとが類縁的であったのと同様に、類縁的である。」「ノルマンディ、ブルタニユ、トゥルザンでは、フィエフという同じ語が両保有地に使われていることについては、既に見たところである。それ故に、殊にノルマンディにおいて、しかし、また、その他の地方でも、一般自由人保有地のために為される臣従礼の例が見受けられるのは、驚くに当たらない。しかし、大部分の慣習は、常に、もっと明瞭に、両保有地を区別した。」三九八頁。

②「高期中世の多くの賃租地は、全く当然の経過によって世襲的と成った請取地（プレケール）である。」（拙注、拙稿、前掲六巻二号六六頁注（17）参照。プレケール（請取地）が七―八世紀には往々恩給地（ベネフィキウム）に数えられていた。」

③「定額賃租支払義務附保有地（トゥニユール・ア・サンス）は、高期中世には、その保有者衆が領主留保地（拙注、人によっては「直営地」「直領地」と訳す）の経営のための賦役（拙注、経済史学者のいう「労働地代」。中村、前掲一四六頁参照）の制度と結び合わされうるには、その領主留保地から孤立しているかないしは遠く隔り過ぎていくかする地片を耕作せしめるのに、役立つように思われる。」

④「また、それは、開墾のための法的骨組としても、同じように、役立つ」。「客民（拙注、入植者）保有地は、開墾者衆を元気づけるために彼らに甚だ有利な条件であるように作られた定額賃租支払義務附保有地以外の何ものでもなく、これは、領主留保地の経営のためには何も提供するところはない。」

⑤「定額賃租支払義務附保有地の普及は、古い所領を漸次解体させるのに貢献した。」「しかし、既に他の諸点についても見受けられた簡略化現象によって、定額賃租支払義務附保有地または賃租地は、一三・一四世紀には、貴族的保有地を除く全保有地を含む、柔軟であると同時に広い適用範囲を持つ法的骨組と成った。」「それが、解放された保有者衆がそれまで持っていた古い奴隷的保有地を吸収したのは、このようにしてである。」三九八頁。

(3) なお賃租地の世襲性は容易に行われたという。マルタン、前掲三九九頁。

(4) 賃租地はアンシャン・レジームまで続くが、もはや「賃租地は、封よりもっと明瞭に、自由所有権の方向に進展する。」「そして、封建的所有権は、感ぜられない程度に衰えている。」「事実、自身の賃租地の準用所有権（ドメス・ユテル）を持つ無数の市民および農民は、今日の所有者の状態に在る」ようになるという。マルタン、前掲九七〇頁。

(16) ミッタイスリーベリッヒ、前掲八八頁。

(17) ポスタン、『イギリス封建社会の展開』、佐藤伊久男訳、未来社、一九五九年、二〇頁参照。なおこの引用箇所は、Michael M. Postan, *The Chronology of Labour Services, Transaction of Royal Historical Society, 4th Series, Vol. XX, 1937* の論文を訳したものである。ここでは、ラムジィ (Ramsy) 修道院所領のマンナーについて、「貨幣地代給付農民 (censuarii)」という表現を見

出す。

A. L. Poole, *Domesday Book to Magna Carta, 1087-1216*, pp. 45-6. 以下では、「その他の地所に関して、領地の一部、時々全部さえも土地保有者に貸し出された。そして、以前の隸農はレント支払者になった。それは、いろいろの名称、*censuarii*, *molemen*, *firmarii*と称せられた。それは、明らかに、不在領主にとってより便宜であった」という表現を見出す。ここでの *censuarii* は、ポスタンの使用方法と同様なものと推定される。

cf. J. L. Bolton, *The Medieval English Economy, 1150-1500*, 1980, pp. 40-1.

なおここで使用された *firmarii* の概念については、渡辺節夫、前掲『西欧中世社会経済史関係資料集』五〇頁参照。「現在の『Farm (農場)』の語源の『firm』は元来、貸与物件から得られる確実な収入の意味である。定期的、定額の収益を見込んだ貸与地——小作地は『firma, feorm』と呼ばれた。ノルマン王朝初期の荘園調査記録によれば、教会領に、領主の生活に必要な量目を日数で示した小作料 (time-farm) を支払う小作人 (*firmarii*) が現われている (一一〇〇—七五)。ここでは通常生産物で支払いがなされておおり、これは貨幣経済の浸透を前提とする領主の商品生産者化の志向を示すものではない。これは、直接的な大所領経営に不利な諸条件、例えば政治的不安定、輸送、交信の不便、穀物価格の低下などにより動機付けられたものと見なされている。イギリスでは一二世紀第四四半期以降領主による直接経営が復活することが最近では確認されている。」

さらにイギリス法ではこれに良く似た概念として、*copyhold, leasehold* という概念がある。この点については、渡辺、前掲『西欧中世社会経済史関係資料集』四三頁参照。贍本保有農 (*copyholder*)、定期賃借地保有農 (*leaseholder*) については、いずれも一四世紀以降としてゐる。cf. Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 2, p. 205; Pollock & Maitland, HEL, op. cit., vol. 2, p. 114; Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 3, pp. 213 et seq, p. 248 et seq; Pollock & Maitland, HEL, op. cit., vol. 2, p. 106 et seq. の両概念の詳細については、戒能。前掲一三四頁以下〔二『贍本保有権』の展開〕(*copyhold*)、一五〇頁以下〔四『定期賃借権』の展開〕(*leasehold*)参照。

(18) ジェラール、前掲二八四頁。ルドヴァーンズ、即ち、賦課租 (貢租) *Redevances* は *redevoir* [*re + devoir = duty*] の語に由来する。

そこで、ここでルドヴァーンズとサンスの関係について簡単に言及しておきたい。

ジェラールによれば、一般的に捉えれば、「賦課租には、土地にかかわるものもあれば (貢租、分益小作料〔シャンパール〕、十分の一税〔ディーム〕)、領主財産にかかわるものや (強制使用料〔バナリテ〕)、人間にかかわるものもある (援助金〔エード〕、賦役〔コルヴェ〕、通行税、領外婚税、タイヌ税) という。そして「人間にかかわる賦課租は、当初、バン領主権の一環として領主からあたえられた保護の代償として支払われていた」、「しかしそれが、土地にかかわる賦課租の補完物として、年払い賦課租へと変化し

ていった」という。前掲二八四頁〔賦課租の項〕。ここでは、賦課租は、本文でも言及した如く、今日の語によれば租税あるいは賦課金に相当してくるものと思う。

尤も、ジェラルドは、時代の推移により、「賦課租は重大な変化を経験した。」「最初に現物で徴収されていた賦課租は、貨幣経済の回復にともない、その大部分が現金で支払われるようになった。」「この変化は、《割当課税アボンヌマン》による場合もあれば（タイユ税）、契約改定交渉による場合もあり（貢租）、また買い戻しによる場合もあった（賦役）。」二八五頁。ここでは、賦課租が、貢租（サンス）へ転化していく場合もあり、したがって、遂には地代化していくことを示唆している。そうすると、租税範疇から逸脱することになってくる。

これに対し、サンスは定額地租を意味するものといわれている。ジェラルドによれば、「貢租地は、農民保有地の一形態である。」「現物や現金での賦課租とひきかえに、はじめは領主から、のちには単なる土地所有者から、農民に譲渡された土地である。」「それゆえ貢租地は、マンスと対照をなしている。マンスもまた現物での賦課租とひきかえに譲渡された土地ではあるが、その上には、賦役や重い個人的従属までのしかかっていた。すなわち貢租地は、かなり自由な保有地だったのである。」「

ところで、「中世初期には北ヨーロッパにまだほとんど広まっていなかった貢租地は、紀元千年以降、その地に、とくに植民地化した地域に普及する。」「新しい入植地の開墾と経営に必要な土地保有農（テナンシェール）を、そこから引き寄せるためである。」「この地では多数の新しい入植者に対し、定められた貢租の支払いとひきかえに、決められた期間、土地が租借される。」「その貢租は、租借期間に応じて固定されている場合もあれば、収穫の一部というように変動する場合もある。」「前掲一二二—一二三頁〔貢租（貢租地）の項〕。

ところが、この方式は、「やがて少しずつ、古くからの入植地へも広がっていく。」「その地の領主は、自分のもとで働く人間を逃さないために、保有地のこの新しい方式に接近せざるをえない。」「マンスは貢租地へと変化し、農奴隷は後退する。」「南フランスやイタリアでは、かなり早い時代から貢租地が存在している。」「

なお「貢租は、最初、現物によって算定され、その土地の特産品（豚、雌羊、子羊、卵、家畜、ハム、穀物など）によって規定されていた。」「即ち、生産物地代に相応するものといえよう。」「しかし交易が活発になり、貨幣が普及するにつれ、やがてそれは現金へと変化する。」「即ち、金納化、あるいは貨幣地代化といえるであろう。」「しかしながら、貨幣価値が低下した時期には、逆の傾向があらわれることもおこりえた。」「

ところで貢租地は、完全に、また簡単に、「小作地（フェルマージュ）（定額貢租）と分益小作地（メティヤージュ）（注、定率地代）」に帰着するわけではない」といわれている。しかし「それでもやはり貢租地が、その《近代的な》運用方法である小作地や分益小作地の、たぶん旧式な、そして古風な、しかし明白な原型をなしていたのは事実であろう。」「個人的な従属や封建的諸賦課が後退

していくなかで、こうした新しい関係が広がっていく。「この進化がいち早くおきた場所、それは一四、一五世紀の数多くの地方のことであるが、そこでは、もとの土地所有関係はほとんど残っていないのである」といつている。ジェラルド、前掲一二二頁。

(19) 中村勝己、前掲一四六頁。

(20) ミッタイスリーベリッヒ、前掲三一二頁「第三〇章 身分」。「そしてランデスヘルに納付される貢納はますます公の貢租という觀念に転化していった。」租税化現象ともいえよう。

(21) マルタン、前掲三九七―八頁「一九七項 賃租地の起源と定義」。

(22) マルタン、前掲三九七頁。

(23) 渡辺、前掲『フランス史』所収「三〇八頁〔中世の社会―封建制と領主制〕」。「生産物地代は、具体的には定率地代（シャンパール）としてあらわれる。ついで定量地代（サンス）としてあらわれる。定率地代は一一世紀後半にひろまるが、生産性の上昇に対応して、一二世紀の過程で定量地代が優勢となる。」「生産物地代の普及と関係して重要な点は、それがまず新開地の入植民にたいして導入され、ついで旧来の所領内の従属民に拡大通用された点である。入植民の導入を容易にし、移動性の強い彼らを掌握するためには、不動の耕地に密着し、定量化、耕地料化した貢租地代の徴発が効果的だったのである。」

(24) Black Law Dictionary, pp. 282~3.

(25) マルク・ブロック、前掲『封建社会』二二五頁。

(26) マルク・ブロック、前掲二二六頁。

(27) ポスタン、前掲七一頁以下。本箇所は第三論文「ハンドレッド・ロウルズのマナー」The Manor in the Hundred Rolls, Economic History Review, 2nd Series, Vol. III, No. 1 (1950) のもの。なお、本訳書一〇五頁以下「佐藤「解説」参照。ここではロスミンスキーに対するポスタンの批判の意義を解説する」。それは、「賦役地代」の展開過程とマナー制の崩壊過程を中心に論じている点を解説するものであるといえよう。したがって、封建制度論の核をなす論争ではあるが、本稿の目的からいえば参考程度に止めたい。

なおコスミンスキー、『イギリス封建地代の展開』、秦玄龍訳、未来社、一九六〇年。本訳書は、「十三世紀における賦役と貨幣地代」、「一二七九年のハンドレッド文書集―イギリス農業史の一資料として―」、「イギリスにおける封建地代の展開―十一世紀より十五世紀にいたる―」の三つの論文が収録されている。なお両者の論争につき、訳者秦の「解説」として一八二頁以下参照。

因に、この点に関し、イギリスの土地所有を研究した戒能、前掲六三三頁注(9)の指摘が有意義かと思われるので引用しておく。

「農民が農奴として行なう賦役に領主直営地経営が依存していること、そのような構造における『荘園制』を『古典的荘園』＝典型的マナー体制と考えるとすれば、後述のコスミンスキーの分析に示されるように、この典型的マナーのほかに、賦役労働に基礎を

- おかない非典型的なマナーが存在したこと、それにもかかわらず彼は、この背後には、一二—三世紀の貨幣地代の推転と、一三世紀、そのとくに末期におけるその全面化の歴史的過程があったとし、こうしてマナー体制の崩壊とともに貨幣地代の全面化を、マナー経済の『不均等』発展を抽出しながら論証しようとした。「この指摘をめぐるポスタンの批判参照。」「総じてポスタン説の意義は、賦役強化の過程を無視して、一三世紀からの資本主義的論関係の推転を一般的に前提とする立場が、ヨーロッパ歴史学者の『通説』からはずれることを強調することに所在した。」「この両者の間における論争から離れてみても、一三世紀のマナー体制の解体（コスミンスキーに従う場合）と市民革命期までの時期を、どのように理解するかは、ひとつの問題である。」（傍点筆者）。「これに対し高橋幸八郎『市民革命の構造』（御茶の水書房、一九五〇年）は、共同体規制からの解放を、資本制的関係の出発点と明確に提示して、この『封建制の危機』から絶対王制の物質的基礎さらに市民革命の必然性までを射程とする、『共同体』論を提出されたのである。」
- (28) 高橋幸八郎、『近代社会成立史論—欧州経済研究史』、日本評論社、昭和二二年、四三—四頁。

渡辺節夫、前掲『フランス史1』所収』三〇七—八頁。「彼らと領主との関係では、生産物（現物）地代の成立が重要である。『労働地代から生産物地代への推転』といわれる現象だが、生産物地代の成立の要因は賦役労働の消滅のそれとは別のところにもとめねばならない。賦役労働は『地代』というよりも、奴隷制的強制労働の緩和された形態にすぎない。生産物支払いの成立こそが、領主支配の力点が、農民保有地に移行したという意味で本来の『地代』の成立をあらわしている。」

- (29) 後述「第二款二(三)(4)(b)〔巡回裁判と領主裁判との関連〕参照。

- (30) マルトン、前掲二八八頁（第三節 教会裁判権）〔三八項 人管轄〕

「もし、封建的位階制の中で取引される不動産即ち封または貢租地について争が生ずるときは、たとえ聖職者間の争であっても、世俗裁判所がそれに関する管轄権を有する。その他の訴訟については、通常は、訴訟当事者に選択が委ねられている。」

- (31) マルク・ブロック、前掲『封建社会2』八六頁以下。

「非自由民」の場合、「かつてローマ化された諸地方では、さらにそれは、ローマの機構の刻印、あるいはその遺構の記憶に支えられていた。」「すなわち、そのような所では司法官は裁判を受ける人びとの同輩ではなくして、上級者であった。」

「ここでもまたいずれかを選択しなければならぬ相反する諸原則が対立している時には、多種多様な慣習法が生れた。地域毎に、時には村落毎に農民は、あるいは裁判集会によって裁かれ、あるいは領主ないしその代官のみによって裁かれた。」

「後者のやり方は初めは最も頻繁に見られたわけではなかった。」「しかし、封建時代第二期の間には制度ははっきりとその方向に進んだ。」

「自由身分の保有農によって構成され、他の自由農を裁く《コート・バロン》(court baron; court Baron) 今や自由を剝奪されているものと考えられた隷農が差配人(セネシャル)〔拙注、英語で bailiff〕の決定に頭をさげる《カスタマリー・コート》

(cours coutumiers; Customary court)が裁判所の別であり、これは種々の結果を孕んでいたが、一三世紀にイングランドの法学者が、それまでずっと単純であったイングランドの荘園の裁判機構のなかにこれを探り入れようと努めたものであった。」八六一―七頁。イギリスの領主裁判所については、Arthur R. Hogue, *Origins of the Common Law*, 1966, pp. 131 et seq. (〔第五章 不自由土地保有者と彼らの責務〕中の「領主裁判所 Seigneurial courts」の項参照)。Pollock & Maitland, *HEL*, vol. 1, pp. 571~94. (ここではセニョール管轄という形で取り扱っている)。赤沢、前掲三四二頁以下参照(ことに当面の課題に関連して参考になった)。

(32) 青山吉信、前掲『イギリス史Ⅰ』二四〇頁以下。

ここでは seignorial jurisdiction の語を用いる。「この領主裁判権は理論上三つの要素からなるが、実際にはかならずしも明確に別個の法廷に組織されていたわけではなく、とくに領主側には支配の便宜上三者を混済する傾向があった。」なお、領主裁判管轄ないし領主裁判所を seignorial jurisdiction, seignorial court として把握するのは、すでにポロック・メイトランドの書の諸箇所に見出されるが、その概念とフランスの領主裁判との異同については未検討である。なお、イギリスの領主特権を中心に考察したものでして、しばしば言及した赤沢、前掲書のあることをここでも摘示しておきたい。

(33) 青山、前掲二四二頁。

(34) 青山、同前。イギリスについて考察した青山らの記述によれば、「この裁判権は荘園ごとに領主の館で領主または領主の家宰の主催のもとにひらかれる農民集会において行使され、裁判権の対象になるのは主として農民の保有地にたいする権利、保有地間の境界の問題、農民の領主にたいする義務の遂行の問題、小価額の債権にかんする訴訟、軽罪などであり、また領主が一村全体を支配している場合には農業共同体規制の施行もこの裁判権のもとにあった」という指摘をしている。

また大陸については、渡辺、前掲『フランス史Ⅰ』所収「二八二―三頁参照。「個々の領主の従属民にたいする支配権の具体的内容は、時代、地域、階層によりあい異なるのはいうまでもない。」全体としてみた場合、罰令権、とくに裁判権を中心とした『バンの支配権』と、農民保有地にたいする上級所有権たる『土地的支配』に大別することができる。」

「ドイツでは、第三の範疇として、従属農民の身柄自体を対象とする『人格的支配権』を分けてあつかう傾向が強い。しかし、農民保有地にたいする支配を土台、媒介とした人身的支配に中世的農民支配の特質があり、両面を包括するものとして『土地的支配権』を考えるのが妥当であろう」と摘示している。

なおこの点について、K・クレシエル、『ゲルマン法の虚像と実像―ドイツ法史の新しい道』、石川武監訳、創文社、一九八九年。「一二世紀になるとこの二つの法圏〔拙注、家人法と農民法〕の分化は明確さを加えていく。この分化により、荘園法は同時にその活力ある構成要素を失ったようである。この領域で一二世紀に成った法記録として挙げるに足るものは、ミュンヒヴァイヤール(Münchweiler) 荘園法があるだけであり、その後の中世後期の多くの荘園法は、概して、農業史家が「石化したグルントヘルシャ

フト』と呼ぶ、何世紀もの間変化しない硬化化した荘園制の証左なのである」という指摘があり、この指摘の方が従来は支配的であったようである。

(35) コーイング、前掲『近代法人の歩み』四五―六頁。

「農民の法的状態をわれわれに知らされてくれるのは、いわゆる判告書 (Weistümer) である。」「判告書というのは、村の農民の公の集会において、一定の關係に関するその地の法状態を年長で経験のある人々、とりわけ参審員に尋ね、かれらの答を記録するという、典型的に中世の法確認手続によって成立した文書である。」

(36) 林健太郎編、前掲『ドイツ史』一二三頁。

(37) 林、前掲一二七頁。

(38) 林、前掲一二五頁。「經濟史家リュトゲは、構造変化後のグルントヘルシャフトを五つの地域型に區別しているが、大まかにみて、西南ドイツと中部ドイツでは、どちらかという古い体制が残り（これを化石グルンヘルシャフトという）、比較的典型的な純粹グルントヘルシャフトが成立したのは、バイエルン、西部ドイツ、西北ドイツである」という。

(39) レゼーナー、前掲七五頁。なおこの時代に身分の固定化がおこなわれ、「働く人」、あるいは、「農民一般」という觀念でこれを固定化したことについては、拙稿、前掲三卷二号二五頁参照。それとともに、農民一般の如き把握が可能になる要素にも着目しておくたい。

(40) 渡辺、前掲『フランス史』所収「二六九頁以下、とくに三一―四頁参照。

「領主支配への抵抗の母体」は、「一二〇〇年ごろに『自由』をえた少なからぬ村落がコミュン (commune) を名のった」ものである。「その起点として、一一世紀の過程における聖俗領主の支配拠点としての城と教区教会の簇生があげられる。」「一〇世紀末以降の『神の平和』運動の高揚、『古典荘園』の崩壊と城主支配の形成、一一世紀中葉以降のグレゴリウス改革思想の在地への浸透にともなう教区組織の固定化と整序、これらは村落共同体の形成と密接に関連している。」

そして、「村落共同体の本格的成立の指標として、村民による『自由と自治』の確保があげられる。」しかし、「一二世紀後半以降」
「教区の共同基金を彼ら高領抛出者（拙注、富農層）が掌握し、法廷参席権を独占するようになり、彼らと貧農層とのあいだの階層的懸隔がいつそう拡大する素地がつくられた。やがて、領主権の後退とともに彼らは独立性を高め、村落共同体から遊離する傾向を強め、共同地の恣意的分割をおこなうようになった」ことも付言しておきたい。

(41) ポスタン、前掲四五頁。「イギリスのスタファード州とダービー州に存在するバートン修道小院の所領が、かような一つの典型的事例を提供しているからこそ、いままでその例外事象の研究を据置きにしてきたのである。」四五頁。

「ところが、第三の一二三世紀の一文書は、修道小院長と彼の土地保有農民との間の訴訟に関するものであるが、それらによると、

土地保有農民は領主「修道小院長」が自分たちを農奴として扱い、貨幣地代給付農民として扱わない、しかも自分たちから農奴「として」の賦役を要求している、と国王裁判所に訴えているのである。」(傍点筆者)四七頁。「こうしたことに対して」一三世紀に土地保有農民が国王裁判所にもつてくる告訴の事例は、夥しいのであるが、しかし現実に行われたとおもわれる抑圧の事例よりは、よほど少ないのである。」というのは、「諸領主に対して」国王が正当の権利をもつて干渉することができた唯一の根拠は、当マナーが旧王領 (ancient demesne) に存在しているという申立てであった」からである。四八―九頁。

(42) Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 2, pp. 265 (manorial court) 「ブラックトンの「人の地位」の項目」。

(43) 後述するように、国王の中央裁判所と称せられるコモン・ロウ裁判所が一三世紀に形態を整え始めるが、これに対し、それ以外の裁判所がいろいろの形態で存在していた。もとより今日の裁判形式をとるものでなかったが (Milson op. cit., p. 12 [nature of early courts])、紛争を処理する場であるところから、今日の人々は、これを裁判所の範疇で捉えている。例えば、ホールズワースは、『イギリス法史』の第一巻の第一編「司法システム」では、司法システムの起源として、「地方裁判所」、すなわち、共同体裁判所と特権裁判所を瞥見し「第一章」、これに対し、その衰退と新たな県裁判所の興隆を考察し「第二章」、その上で、コモン・ロウ裁判管轄のシステムを検証する「第三章」手法をとっている。ただこの手法に依拠するときの困難は、当時の法的状況を反映する、当面の課題である土地所有にかかる裁判管轄を考察するという視点からは整理されていないところにある。ことに一二―一三世紀といえども、後世に下級裁判所と称せられるこれらのものの実態は必ずしも明らかではない。というのは、それを証明する証拠が限定されているからである。しかしその纒な史料の多くは、教会施設の記録によっている点は、偏っているがまた当面の課題には役立つ。

Milson, op. cit., pp. 17~8.

ところで、そのことを前提とした上で、ホールズワースによれば、一二世紀においては、領主はどこでもその耕作土地保有者に対する裁判所を設置する権利を保有していたが、それが、マグナ・カルタの大憲章にもかかわらず、一三世紀の過程で重要性を減じたことを指摘している。Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 1, p. 176 et seq 「封建裁判所と荘園裁判所の項」。(なおホールズワースは国王裁判所が中世末までに、村落共同体裁判所 communal courts とマナー裁判所との管轄権の大部分を吸収したという指摘をしていることも留意しておく必要がある。Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 2, p. 310.)

そこで、イギリスでは、荘園形態を取る地帯と非荘園形態をとる土地所有形態が存在することを念頭におきながらも、イギリスの普遍的考察の課題を放棄し、荘園裁判所の若干の事例から、当面の課題に関係する点を摘示することに止めたい。換言すれば、教会領主裁判権への国王裁判所の干渉の存否の問題が、この時期にどのように変化したかという問題考察に必要な限り言及することにする。

かかる意味から、まずミルザムの次の指摘を紹介しておきたい。Milson, op. cit., p. 22 [customary court].

権威と「理性」と法(九)

「後の眼にとつては、自由保有と非自由保有の間にはっきりと区別が存在した。」「国王裁判所は、不自由土地保有者は助けなかった。そして、彼らの法では、不自由民は領主に属し、領主の意思で不自由民は保有されるということによって事態を合理化した。」「

「そこからかかる土地に権利はなく、裁判所もなく、また裁判官もいなかったことを知るであろう。ここでは領主の意思が宣言され記録されたものの集合物のみがあった。」「これが慣習裁判所として知られるようになった。」「不自由保有地にはほかの権原がありえなかった以上、存続しつづけた。」「尤も、次第に国王の裁判所によって統制されたけれども。」「

「しかし自由民と不自由民との間の指標は、決して完全には明らかではなかったし、また、事実、コモン・ロウ理論が示唆するほどには問題ではなかった。」「一つのマナで二つの別個の裁判所が存在したということはいかなる時期にもありえなかった。そして、慣習裁判所の慣習は、国王の裁判所が留意しなかったからといって、まさに法ではないと想定してはいけない。」「

「なおこの点、ポロック・マイトランドは、マナ裁判所による「実定的道德律」によって保護されていたことを強調する。Pollock & Maitland, HEL, op. cit., vol. 1, p. 361.」

(44) 「manorial court [荘園裁判所] については Milsom, op. cit., pp. 20-1.

「封建的管轄の正規の範囲は、発見するに困難である。そして、荘園裁判所と土地保有のより高度のレベルの裁判所との間を区別することによって明確化されるだろう」二〇—一頁。

「より下級の水準では、マナ裁判所が村落共同体を統治した。それは同一領主の土地所有者の裁判所ではまさになく、その生活が毎日お互いに接触し、また、その領主に服するところの隣人は単に封建的契約のそれとは異なった種類のものであるところの隣人のものであった」二二頁。

「そして制度理論は、もしあったなら、あまり明らかではないが、同一マナの土地保有者間にかかる問題における訴訟は、一般に、ハンドレッド裁判所あるいは県裁判所よりもマナ裁判所でおこなわれたように思われる」二二—二二頁。

なお「より上級の封建的水準の裁判所よりも生活分野に達するマナ裁判所の広汎な範囲は、より長期に亘ってその分野を保持しつづけた。しかし、その長期の残存には別の理由が存在した。」「より上級の封建裁判所は、その第一次的業務であるそれらの所有の管轄が国王裁判所へ移ったとき朽ちてしまった。そして、マナ水準ではこのことは完全には生じなかった」二二頁。

なお Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 1, p. 176 et seq. [「封建裁判所と荘園裁判所」、プラクネット、前掲 [「イギリス法制史上」] 一七一頁以下 [第二章領主裁判権] 参照。

(45) 荘園にもいろいろの身分のものが生活している。富沢、前掲 [「イギリス中世文化史」] 一五六—七頁。Holdsworth, HEL, op. cit., vol. 2, p. 265 (manorial court); Pollock & Maitland, HEL, op. cit., vol. 1, p. 356 et seq. [Unfree Tenure], p. 412 et seq.; Arthur R. Hogue, op. cit., p. 85 et seq. ことに「第四章 自由土地保有者と彼らの義務」の一〇三頁以下 [「農耕地保有者」と「第

五章 不自由土地保有者と彼らの義務」の一二二頁以下〔農業生活の型〕と一三三頁以下〔領主裁判所〕参照。

(46) Arthur R. Hogue, *op. cit.*, p. 116 n. 5.

(47) ポスタン、前掲一〇八頁。訳者「解説」の項参照。

(48) ポスタン、前掲四八頁。

コスミンスキー、前掲五五頁。「多くの資料は、賦役が一三世紀に多くの所領地において拡大しつつあったし、なかならず、教会領地において増大しつつあったことを明らかにした。」「これと同時に、農民の社会的地位の没落、多数の中間群の農奴身分への移行と自由民の部分的隷属化 (asservation) が進行しつつあった。」「ヘンリー二世の法律的諸改革、王室裁判所の諸活動や慣習法 (common law) の発達は、ほとんど農民の地位を改善しなかった。実際、前述のことは農民の地位を悪化したとさえいわれるであろう。」「何となれば、それらは自由農と農奴の間にいまや明確な区別を適用し、賦役を隷属の主要な標示と解し、農奴を奴隷 (serf) として、あらゆる農奴の財産とくにその土地を領主の所有に属するものとする教条をつくりあげ、かくて農奴の所有地を、そして広く人格的諸権利を領主の恣意に委ねてしまったからである。」

(49) 本項〔(c) 定額賃租と領主裁判権〕の注 (7) のイギリスのマナの金納化の問題に関する部分を参照。なお、赤沢、前掲一一六―七頁〔結論——一三世紀末期における在地領主権の流動——〕参照。

(50) 赤沢、前掲五五頁。「大特権領における地域慣行とは、チェスター伯領、ダラム司教領のごときパラティン伯領 (パラティネット)、これに準ずる大宗教領として、ベリ・セント・エドマンズ修道院領、イーリー修道院領、ピーターバラ修道院領、及びウエールズ辺境伯領等において実効性をもった特権である。」

ダラム司教領の構造については、赤沢、前掲三〇一頁以下〔ダラム司教領の構造〕、三二三頁以下〔一三世紀末期・ダラム司教領の構造〕。

なお特権裁判所については、ブラクネット、前掲一七一頁以下〔第二章 領主裁判権〕。「いくつかの州は特許州 (palatine)、すなわち、国王の管轄権から免除された、あるいは、殆んど免除されたものとなった (チェスター州、ランカスター州、ダラム州)。」

「これには明確な軍事的理由があった。」一七九頁。

さらに Milson, *op. cit.*, pp. 15~16. フィーフット、前掲四六頁参照。

(51) これらと国王ないし上級裁判所との関係については、赤沢、前掲五五―六頁。

なお赤沢は、特権領とその「領域」性の問題について五八頁以下で論及しているが、「領域」性の問題は、世俗権力が主権獲得の要素として重要なので、後述の「第二款 世俗裁判権」の箇所を取り上げるとして、ここでは、赤沢が過ぎの如く指摘している点を取り上げておきたい。すなわち、「イングランド中世の特権領について、これを『領域』支配というばあい、ことにドイツのランデ

スヘルシャフトの概念や、フランスのプランシポータ・テリトリアル概念と同等の次元で「領域」を実現化することは適切ではなく、そこに王権の介入の余地が大きかったという意味で論じたのである」という。五八頁。

本稿の当面の課題については、国王の裁判所の領主裁判所への介入を考察する場合に、特権領といえども、ドイツのランデスヘルシャフトと同等と考えてはならないということになる。

なおこの点について、先に引用した、中村、前掲一三七頁〔荘園制〕参照。すなわち、荘園概念とグルントヘルシャフト概念の相違の指摘がなされている。

ただここでは、赤沢の次の文章のみを紹介しておきたい。「ダラム司教は、彼のベイリフを通じて巡回裁判官の裁判に相對し、ダラム州域に巡回裁判官が入部すると彼らと折衝することを恒としてゐる。」「如何に彼らの高価な代償を払ってでも裁判官のところから、巡回の際してこの地で審理されるべき諸条項を請求することを恒としてゐる。記憶に残存してゐない遙か昔の時期から、かつてダラム司教であったロベルトゥス・ド・インスラの在職の時期まで、また最近の巡回においてこの地でのこのような諸事項の請求を忌避した前述の司教の時期に至るまで、ダラム司教はこのように振舞つたのである。」赤沢、前掲三二六頁。

この記述から二つのことを指摘しておきたい。その第一は、国王の裁判管轄権は保持されていたということ、第二に、しかし、その上で特権許容と不入権が認められていたということである。

ところで、「中世末までに、コモン・ロウ裁判所は、共同体裁判所ならびに荘園裁判所の管轄のより大きな部分を吸収することに」なることも留意しておきたい。Holdsworth, *HEL*, op. cit., vol. 2, pp. 396~400.

なお国王裁判所が地方裁判所に対して優越性を一般に示す手段としては、「誤審修正令状」(false judgment すなわち下級の裁判所の判決を審査する手続)あるいは「記録裁判所移送命令」(recording facias loquelam)等によつた。プラクネット、前掲一七六頁。

(52) 赤沢三五二頁。「ダラム司教領の領主裁判権の諸領域について、民事訴訟に関する史料はその中でも比較的少ない。」「この観点からすれば、巡回裁判記録(アツサイズ・ロールズ)は、民事訴訟の実態を推論せしめる貴重な史料である。ダラム司教は、彼自身の文書発給機構として文書部(チャンセリー)を有し、国王令状に對抗する彼自身の令状(リット)を領内に発給し、一二九三年には司教の名のもとで訴訟開始令状(オリジナル・リット)、法廷登記(エントリー)、境界侵害(トレスパス)規制、権利保証、贈与、遺産相続(morte a'ae)に関する諸種の令状の発給が取扱われている。」

このように国王の巡回裁判との関係に関する史料は存在するが、なお、「ダラム司教の特殊の権限として、諸種の私有裁判権の複合から構成される私領ハンドレッドに注目すべきである」と赤沢は指摘し、その上でなお、「その実態への推論は具体的にはできな

い。私領ハンドレッド一般の属性に照らして、推論するにとどまる」という。三五二—二頁。

(53) Swanson, op. cit., p. 7. 尤もその後もそれほどではないにせよ継統はしていた。

「後期中世は、時々外国の司教を見た。例えば、ルクセンブルグのルイス、彼はルーアンの枢機卿Ⅱ大司教で一四三八—四三年の間に複数的にイーリの司教区の保有者であったが、ノルマンディのイギリス征服に対する忠誠の報酬として部分的に司教区を受領した。」

「ヘンリー七世ならびにヘンリー八世の治世は、外国の司教の小さな混乱を見ているが、そして、その大部分はイタリア人であるが、しかし、一五一七—一三七年にかけてはランダフの司教としてアラゴンのキャサリン女王の聴告白師をも含んでいた。」「外国人はまた時々より小さな聖職禄を保有していた。」「枢機卿はしばしば一四世紀末まで、聖堂高位聖職位の間に出現していた。そして、一五世紀と一六世紀においてさえ、イタリア人、スコットランド人、その他が時々大司教職あるいは主任司祭職 Rector を受領した。彼らはまた教会家庭内で公書人として行為しえたかも知れない。」

「イングランドで活躍した外国人の数はおそらく初期一五世紀には教皇の給養に対する立法（それとともに一六世紀におけるイタリア・ヒューマニズムとヒューマニストの到着と共におそらく彼らの保有における小さな復活はあったろうが）に従って減じたが、しかし、重要な点は、外国人がイギリス教会内で聖職禄保有から完全には排除されなかつたということである。」

外国人への聖職禄の契機はいろいろあるが、ことにイノケンティウス三世の時代の政策に顕著な契機を見出す。ムアマン、前掲一二二頁。

「二三世紀は、ローマ教皇庁の中央集権化確立期に当たる。」「イノケンティウス三世は、キリスト教世界内の世俗君主との抗争に勝利をうるためにも、外部からイスラム教徒の脅威をはね返すためにも、教皇権を拡大し、全ての人を服従させる強力な、一元的権威の確立が必要と考えていた。」「この計画の実現には莫大な金を必要としたから、教皇は財源増大のためにあらゆる可能性を追及した。」

「もっとも手近な収入源は課税であったから、増税のためにあらゆる手段が講じられた。同時に、有利な財源として、聖職者の教皇直任 (Provision) に伴う収入が最も注目されるようになった。」「官僚には俸給を支払わなければならなかつたが、彼らに外国の聖職禄を与え、現地の代理司祭にわずかの金を払うだけで残りを着服させることは明らかに名案であった。」「このような教皇による聖職者直任は、イングランドでは一二一三年のジョン王の屈服以来広く行われるようになった。」「教皇が付与権を主張した聖職禄の多くは、司教座聖堂や共住聖職者聖堂の参事会員であったから、この制度は直接英国人の宗教生活を妨げるものではなかつた。」

(54) ムアマン、前掲一二二—三頁。

さらに、教皇庁への上訴システムと教皇派遣特使裁判所がこの問題を複雑にしていた。拙稿、前掲五卷二号二四九頁。

(55) ムアマン、前掲一二二—三頁。

「より深刻な問題は、イングランドの聖職禄を外国人に付与することが妥当か否かということであった。イタリア人官僚は与えられた聖職禄を単なる収入とみなし、現地を訪れるといったことはかつてしなかった。」

これに対する「国民的な反感はヨークシャの地主ロバート・トゥエング」による暴動になり、やがて、一三五一年法になったのであるという。

なお原則として「司教に限らず聖職者は『spiritualities』と『temporalities』との双方の権限あるいは財産をもつ。」即ち、「霊的権限・財産」と『俗的権限・財産』とがそれである。司教のばあいには前者を教皇から、また後者を国王から授与される。」と指摘する。さらに東出功、「教皇官僚の給養と在イギリス聖職禄」、(イギリス中世史研究会編。『中世イングランドの社会と国家』所収、山川出版社、一九九四年) 八六頁注(9) 参照。

(4) 教会の土地保有の制度的機能

(a) 教会の一元性の崩壊の促進↓教会の世俗化—ローマ教会体制からの逸脱

われわれは、後に、イギリスにおいてヘンリー八世が修道院を解散させたことを想起すると、いかに教会の土地所有が社会的にウエイトをもっていたかを知る。そのことは同時に、霊的使命をもった教会が、いかに世俗社会において霊的教義の名を借りて世俗的富を蓄積したかということを意味する。そこでは、名目はともあれ、実質的に世俗的手法による蓄財が行われた。そしてそのことが、霊的使命をもって統一化された組織に、世俗的要素による分裂の契機をもたらしてきたことを知った。これは繰り返し言及したように、ヘーゲルの『歴史哲学』で指摘されたところの、「教会の世俗化」現象を担った主要な柱の一つであったといえよう。⁽¹⁾そしてそれは同時に、ローマ教会体制からの逸脱的契機をもたらすものであり、引いては、宗教改革へと連なる要素になったものといえる。

(b) 世俗権力の優位(相対的↓絶対的優位—主権化)の道

他方このことは、世俗権力がローマ教会に(霊的次元においてにせよ)絶対的服従を強いられていた時代に比し、相

対的ではあるが、独自の領域を現実に確保してきたのみならず〔国家の自治〕、世俗社会における教会の「権威」の喪失に反比例して、その「権威」を主張する契機を見出してきたことを意味する。⁽²⁾後に触れる世俗権力の「主権」論はこのことを抜きにしては語られないであろう。そしてことは反対に聖職者の世俗権力への相対的服従を意味してくるであろうし、この事象を認識することなしには、なぜイギリスにおいて国王至上法が聖職者の理論的反抗なしに許諾されるに至ったか、という疑問に答ええないのではないかと私は思料している。

かかる意味では、教会の土地所有の社会的意義は、極めて重要であるとともに、法制度的には、社会における究極の判断権者としての地位の変化を生ぜしめる契機を内包していたものといえる。

(c) 教会の土地保有の副次的制度的効果

なお、これまでの考察から、教会が世俗権力の最も支配基盤としていた土地所有に大きく進出することによって、制度的に変化をもたらした若干の副次的効果を列挙しておきたい。

まず第一に、教会の土地所有が「聖職禄」概念と結びつくことによって、特殊的に、聖職禄の聖的性格がその土地所有に及ぶと同時に、却って、世俗財産の性格と同質化し、その聖的性格を喪失せしめるという効果を生んできた。このことのさらなる効果として、教会の財産保有から人的要素が分離し、物的財産的保有を体系化し、ひいては財産そのものの私有化〔＝神聖化〕を社会的に促進したのではないか、という仮説がたてられてくる。換言すれば、世俗所有体系の中で教会財産が保管されることになり、また反対に財産保有一般の神聖化が促進される。

このことは第二に、財産所有自体が、人的支配関係によって人と人との関係として形成せしめられたのに、財産所有と人的支配が分離することにより、かえって物的関係形成のために、人と人との関係が結ばれる傾向を生みだしてきたことを意味したといえる。聖職禄の給与化はその典型であるが、そこでは霊的奉仕に対する対価としての報酬という観

念を生み出してくることになる。それは、人的支配関係を不可欠なものとせず、それとは別の独立した身分保持者同士の間「行為」を媒介としての人的関係形成を意味する。尤も、その関係を社会的に普遍化させうる条件は、未だ成熟していないために、なお必要とされる行為形態の維持に関して、外的強制を用いて人的関係の形成維持を余儀なくさせる装置も必要であったといえる。なおかかる社会的変化の惹起に関し、貨幣経済の促進が係わっていたものと思料している。

第三にこのことは、支配と所有の分離を促進し、貢租を公権力保持者の秩序維持（名目だけにせよ）と結合させるとともに、固有の公権力行使の分野として、軍事、司法（裁判と警察）、財務のそれぞれの統治分野を形作る契機をつくってきたものと考えている。「公権力」の形成については、後述の本節第二款「世俗裁判権」序の項参照。」

第四に、この時期には、なおローマ教会の支配は強固であったとしても、各地の教会の土着化を促進し、またかかる聖俗の同質化は、世俗社会の統治体制の育成に間接的効果を及ぼし、その後の国民教会への道を拓き、新教の発生、英国国教会、ガリカニズム Gallicanism に連なっていくものと思料している。⁽³⁾

(1) 拙稿、前掲六卷一号四三頁(2)。

これまでの考察から知りうるように、教会の権威は単に宗教的「権威」によって支えられていたものではなく、その社会経済的基盤が存在することによって、そのイデオロギー的活動が可能ならしめられていた。そのことは、一二―三世紀の大聖堂建設運動にその典型性を見い出す。そして、その主要な富の源泉は、土地支配にあった。しかも、同時に、土地支配形態にすでに変化が生じていた時期にそれが可能であったことを銘記すべきであろう。その点、第二節「教皇庁の『権威』」からの解放と人間社会の自立的『権威』の抬頭」の箇所の問題にしたい。

ところで、教会の土地保有への係わり方は、封形態をとる場合と、自由地形態をとる場合とに分かれる。後者は、喜捨行為を通じて保有する場合と、修道院活動の一環としての開墾による場合とに分かれる。それぞれの形態も地域と時代等の諸条件により、その

世俗権力との融合あるいは接続形態は異なるが、いずれも霊的教義より発するものではなく、事実上の支配権の創設・継承として、そこに居住する耕作農民との関係を保つことになる。そこには、世俗社会の権力者の土地保有形態と基本的な相違はなかったのみならず、世俗的権力の自立化、権威化の道を、イデオロギー的に可能ならしめる条件整備をしたものと思われる。ことに、同質化に伴う。聖俗裁判権の競合関係を通じての係争は、世俗権力の論理的武装を一層容易ならしめたのではないかと史料している。

ジェラルド、前掲二一〇—一頁では次の如く、その点を表現している。

「教会は、神学者たちや聖職者たちを、なかでもとくに教皇職を仲介役としながら、その制度や心性（マンタリテ）を通じて、たえず中世社会をコントロールしようとしつづけた。」

「他方、社会と教会のゆっくりとした精神的分離は、ジョルジュ・ド・ラガルドが『世俗精神の誕生』（Georges de Lagarde, La naissance de l'esprit laïc au déclin du Moyen Age, 1956～63）と呼んだ知的生成を導き出したのである。」「国家は、教会と教皇職と、さらには教皇職の世俗的諸要求と闘い、みずからの自治を勝ちとらなければならなかった。最初の対立は、各国家の内部に生じた。それは、聖職者の叙任に関する闘争であり、聖職者の租税徴収に関する闘争であり（十分の一税はしばしば俗人たちに横領されていた）、ボスファティウム八世とフィリップ美男王の闘いに行きつくことになる聖職者税の徴収に関する闘争であった。」「ジョルジュ・ド・ラガルドによれば、コミュニケーションやコミュニケーション運動は、俗人意識の形成に重要な一段階を画しているという。とくに主権を有するイタリアの諸コムーネやドイツの諸都市——司教や聖職者を追いだし俗人をその役に選ぶ都市（一二四九年のアイヒシュテット）さえ存在する——に関してそうである。とはいえそれが、たとえば信心会の枠のなかでおきたような、宗教的情熱の高まりを妨げたわけではけっしてない。逆に、俗人の宗教的霊性が、教会の支配のもとから解放されたのである。ヴァルド派のようなくつかの異端も、同じような俗人の宗教的霊性から生まれたのである。」

「あらゆる分野において、思考は、教会の軛から解放される。法律においても、社会の概念においても（フィリップ・ド・ボーマノワールの社会概念は、ランのアダルベロンのものとはまったく異なる）である。」

「文化面における世俗化は、芸術や時間の概念にまで及んでいる。」

「ジャック・ルージュゴフは、商人たちや職人たちが、都市という枠のなかで、経済的、社会的、政治的支配の道具であり、合理化され世俗人された時間の象徴でもある大時計の時間を、鐘に代表される教会の時間と徐々に置きかえていくようすを明らかにしている。」

「商人は、教会と世俗社会の分離に大きく貢献したのである。」「彼らは、もはや教会には付属していない学校を創設させ、彼らを教会から遠ざけることになる技法（金利）や生活様式を受け入れる。彼らは、芸術の後援や芸術的趣味においても、同じことを行なうであろう。」「そのため、フランドル・ルネサンスの絵画、ことにイタリア・ルネサンスの絵画、そして国家自体が教会組織から離

反した国での絵画の主題は、伝統的信心に関するテーマから逸脱してしまふ。かくして一四八六年、ポティチェリのヴィーナスが誕生する。」

(2) ジェラール、前掲二二一頁。

「それどころか、中世末期になると聖職者たちの思想さえ非神聖化してしまひ、世俗社会にすり寄るようになる(ジョルジュ・デュビイ)。「一四世紀、教皇職に反抗して世俗権力の教理を確立するのは、フランシスコ会士ウィリアム・オッカムである。彼によれば、実在するのは、理性をそなえ、意志をあたえられた個としての人間だけである。人間は、神とは別の自立的な存在であり、神自身は、自分の示した道の指導者たることを望むのである。彼は、神の全能を説く神学を、人間性の自立の幅の拡張を共存させることに成功し、人間の権利を神の権威から分離する。」(傍点筆者)。

「こうした彼の教理は、一五世紀末までに、パリ大学において輝しい成功をおさめることになる。」

(3) L・J・ロジエ、『キリスト教史7—啓蒙と革命の時代』、上智大学中世思想研究所編訳、平凡社、一九九七年、八二頁以下。